5-3

強度行動障害を有する者への支援

強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実

①強度行動障害を有する者の受入体制の強化

【重度障害者支援加算（生活介護・施設入所支援）】
○　区分６以上行動関連項目10点以上の報酬区分を新設する。
○　強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の加配要件を廃止し、生活支援員に占める割合での評価とする（体制加算部分は廃止）。
（現行）基準及び人員配置体制加算の配置数に加えて配置される基礎研修修了者1人（４時間程度以上）につき、利用者５人まで算定可
（見直し後）生活支援員のうち基礎研修修了者の割合が20%以上
【重度障害者支援加算（短期入所）】
○　区分４,５の報酬区分を新設する。
○　標準的な支援を推進するため、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者が作成した支援計画シート等により適切な支援を行った場合の評価を新設する（基礎研修修了者の配置のみの加算部分は廃止）。
【重度障害者支援加算（共同生活援助）】
○　共同生活援助での受入体制を強化するため、利用者の状態や環境の変化等に適応するための初期のアセスメント等の評価を新設する。
【重度障害者支援加算（共通）】
○　生活介護・施設入所支援・短期入所・共同生活援助において、行動関連項目の合計点が18点以上の者を受入れて中核的人材が作成する支援計画シート等により適切な支援を行った場合にさらに加算する。

②状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援

○　高度な専門性により地域を支援する人材（広域的支援人材）が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共に行い環境調整を進め、支援を行った場合の評価を新設する。※期間は３か月を限度

【新設】集中的支援加算
・広域的支援人材が訪問等した場合の評価　1,000単位／回（月に４回を限度）
・状態が悪化した者を受け入れた施設等への評価　500単位／日

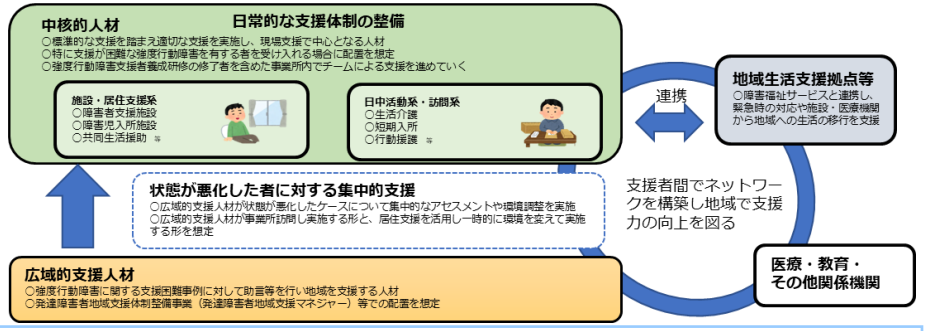

	区分４以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置		区分６以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置	
生活介護・施設入所支援	受入・体制 １８０単位	初期 ４００単位	個別支援 ＋１５０単位	初期 ＋２００単位	【新設】受入・体制 ３６０単位	【新設】初期 ５００単位	個別支援 ＋１５０単位	初期 ＋２００単位
短期入所	【新設】受入 ３０単位	【新設】体制 ＋７０単位	個別支援 ＋５０単位		受入 ５０単位	【新設】体制 ＋１００単位	個別支援 ＋５０単位	
共同生活援助	受入・体制 １８０単位	【新設】初期 ４００単位	個別支援 ＋１５０単位	初期 ＋２００単位	受入・体制 ３６０単位	【新設】初期 ５００単位	個別支援 ＋１５０単位	初期 ＋２００単位

③行動援護における短時間の支援の評価等

○　ニーズの高い短時間の支援を評価する（長時間の支援は見直し）。

【行動援護の基本報酬】（例）
・所要時間30分以上1時間未満の場合　（現行）　407単位　→（見直し後）　437単位
・所要時間5時間30分以上6時間未満の場合（現行）1,940単位　→（見直し後）1,904単位

○　特定事業所加算に以下の要件を追加する。
・医療・教育等の関係機関との連携　・行動関連項目18点以上の者の受入れ
・中核的人材養成研修を修了したサービス提供責任者の配置

④重度障害者等包括支援における専門性の評価等

○　訪問系サービスにおいて有資格者による支援を評価する。

【新設】有資格者支援加算　60単位／日（１人１日当たり）

○　複数のサービス事業者による連携した支援を評価する。

【新設】外部連携支援加算　200単位／回（月４回を限度）

強度行動障害を有する者の地域支援体制（イメージ）※強度行動障害を有する児を含む

国

広域での支援人材に係るネットワーク構築、人材育成
支援体制構築に関するノウハウ支援
地域生活支援促進事業等を通じた財政的支援
強度行動障害支援に関する情報収集・調査研究

都道府県

都道府県／政令市
支援人材に係るネットワーク構築、強度行動障害に係る研修受講者の把握、人材育成
集中的支援の実施体制整備
近隣市町村が連携した支援体制構築や（自立支援）協議会や発達障害者支援地域協議会等を活用した広域での支援体制整備

市町村

強度行動障害を有する者やその家族の支援ニーズの把握
関係機関が連携した支援体制の構築
（自立支援）協議会や要保護児童対策地域協議会等を活用しながら支援体制整備
必要なサービスの支給決定

国、都道府県、市町村がそれぞれの役割に応じ連携しながら支援体制を構築

国立のぞみの園
広域的支援人材の育成／中核的人材の育成

養成

養成

サポート

広域的支援人材
強度行動障害に関する専門的知見を基に集中的支援で指導助言を行う人材

発達障害者支援センター
広域的支援人材のサポート
スーパバイズ・コンサルテーションを実施する体制の整備

訪問

訪問

居住支援系サービス
集中的支援（居住支援活用型）

集中的支援
（事業所訪問型）

利用

体制整備の支援

障害福祉サービス事業／障害児支援
強度行動障害を有する者に日常的な支援を提供
個々の障害特性と行動の機能をアセスメントし、環境要因を調整する支援の実施（標準的な支援）
予防的支援の実施

強度行動障害支援者養成研修修了者 ⇔ チームで支援 ⇔ **中核的人材**
事業所内で指導助言を実施

地域の関係機関が連携して強度行動障害を有する者と
その家族を支える支援体制を構築

相談支援事業所／基幹相談支援センター
関係機関の連絡調整
集中的支援前後のコーディネート
アセスメント情報を関係機関で周知

医療機関
精神科医療／一般医療の提供

地域生活支援拠点等
緊急対応／移行支援

教育機関
個々の障害特性を踏まえた教育

支援者間でネットワークを構築し、地域の支援力向上を図る

強度行動障害を有する者の地域の支援体制イメージ

○強度行動障害を有する者の支援においては、特定の事業所、特定の支援者だけで支えるには限界があり、地域の中で複数の事業所、関係機関が連携して支援を行う体制を構築していくことが必要である。
○事業所においては適切な支援の実施をマネジメントする中核的人材を中心にチームによる支援を進めていくことが必要である。
　また、各地域において、広域的支援人材等が事業所への指導助言等を行い、事業所の支援力の向上や集中的支援による困難事案への対応を行う体制を整備していくことが必要である。

強度行動障害を有する者

相談支援
○計画相談支援　等

サービス等利用計画の策定

緊急時対応

連携

日常的な支援体制の整備

中核的人材
○標準的な支援を踏まえ適切な支援を実施し、現場支援で中心となる人材
○特に支援が困難な強度行動障害を有する者を受け入れる場合に配置を想定
○強度行動障害支援者養成研修の修了者を含めた事業所内でチームによる支援を進めていく

施設・居住支援系
○障害者支援施設
○障害児入所施設
○共同生活援助　等

日中活動系・訪問系
○生活介護
○短期入所
○行動援護　等

地域生活支援拠点等
○障害福祉サービスと連携し、緊急時の対応や施設・医療機関から地域への生活の移行を支援

支援者間でネットワークを構築し地域で支援力の向上を図る

状態が悪化した者に対する集中的支援
○広域的支援人材が状態が悪化したケースについて集中的なアセスメントや環境調整を実施
○広域的支援人材が事業所訪問し実施する形と、居住支援を活用し一時的に環境を変えて実施する形を想定

広域的支援人材
○強度行動障害に関する支援困難事例に対して助言等を行い地域を支援する人材
○発達障害者地域支援体制整備事業（発達障害者地域支援マネジャー）、発達障害者支援センター等での配置を想定

医療・教育・その他関係機関

中核的人材について

○強度行動障害の障害特性を正しく理解し、根拠のある標準的な支援※をチームで行うことを基本として、予防的な観点も含めて人材育成を進めることが重要。※標準的な支援とは個々の障害特性をアセスメントし、強度行動障害を引き起こしている環境要因を調整する支援
○標準的な支援を踏まえて適切な支援を実施し、組織の中で適切な指導助言ができる現場支援で中心となる中核的人材の育成が必要

中核的人材

【役割】
標準的な支援を踏まえて適切な支援を実施し、組織の中で適切な指導助言を行い、強度行動障害を有する児者の受入体制の強化を行う。

【求められるスキル】
- 標準的な支援
- チーム支援
- 環境調整のアセスメント、計画立案、実施
- 機能的アセスメントに基づく支援計画立案、実施
- QOL向上に向けた支援

参加

中核的人材養成研修

○講義を受講後、学んだ内容を事業所に持ち帰って実践することを繰り返しながら中核的人材に求められるスキルを学ぶ体験型研修。
○研修指導者（トレーナー）、補助指導者（サブ・トレーナー）が演習の中で取り組んだ実践に助言を行い実践力の向上を図るとともに、顔の見える関係を作り支援者ネットワーク構築を推進する。

障害者支援	【重度障害者支援加算】 生活介護・施設入所支援・短期入所・共同生活援助において、行動関連項目の合計点が18点以上の者を受入れて中核的人材が作成する支援計画シート等により適切な支援を行った場合に加算する。
障害児支援	【強度行動障害児支援加算等】 放課後等デイサービス・障害児入所施設（福祉型・医療型）において、児基準30点以上の児に対して、中核的人材の助言を受けて実践研修修了者が作成する支援計画シート等に基づく支援を行った場合に加算する。

実践型研修（イメージ）

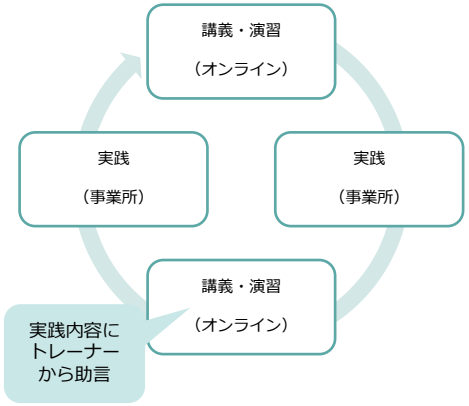

研修カリキュラム

標準的支援の講義 環境調整のアセスメントの演習	1.5h
チーム支援の講義 アセスメントの振り返りの演習	2.5h
環境調整のプロセスの講義 アセスメントの演習	2.5h
環境調整に係る計画の策定の講義	2.5h
環境調整の実践の振り返りの演習	2.5h
機能的アセスメントの講義 個別支援計画の作成の演習 生活の質の向上の講義	2.5h
実践の振り返りの演習	3h

今後の中核的人材の育成について

○点数が非常に高い強度行動障害を有する児者を受け入れている事業所が1,500ヶ所程度と推計されている
○質の担保し適切な人材養成のため、令和８年度までは国立のぞみの園が主体となって実施し、令和９年以降は引き続き検討していく

令和6年度	令和7年度	令和8年度
のぞみの園で研修実施し全都道府県に修了者を配置	のぞみの園が新たに複数地域で研修実施（予定）	のぞみの園が複数地域で研修実施（予定）

養成数を順次拡大

集中的支援の実施における地域での役割分担について

〇強度行動障害を有する児者の支援においては、特定の事業所や支援者のみで対応するには限界があり、地域の中で複数の事業所や関係機関が連携して支援を行う体制を構築していくことが必要。

〇集中的支援に関しても標準的な支援*の考え方に基づき実施する。

*個々の障害特性と行動の機能をアセスメントし、強度行動障害の状態を引き起こしている環境要因を調整していく支援

〇集中的支援に関しても、事業所、市町村、相談支援事業所等、との連携が重要。

〇集中的支援終了後は、サービス担当者会議等を活用し、個々の障害特性や環境調整等のアセスメント情報を関係機関と共有するとともに支援体制について検討する。

〇都道府県等、発達障害者支援センター等は広域的支援人材の名簿登録、派遣調整に加えサポートやネットワーク構築など行う。

集中的支援（2類型） ＊3ヶ月を限度

対象

集中的支援の対象は強度行動障害を有する児者であり、状態が悪化し、現状の障害福祉サービス等の利用や生活を維持することが難しくなった児者

事業所訪問型

広域支援人材が状態等が悪化した利用者が利用する事業所に訪問し、事業所の支援者と協力しながら当該利用者に集中的支援を実施

訪問

居住支援活用型

状態が悪化した者に対して、施設入所支援等の居住支援系サービスを活用して居住の場を移し、集中的支援を実施、終了後は元の住まいに戻る

居住の場を移すため本人の意思決定支援や家族への説明など丁寧に行う
集中的支援終了後の戻り先を決め実施

訪問

連携

強度行動障害支援に関わる地域の支援機関等

教育機関、医療機関等の関係機関も必要に応じて連携

相談支援事業所
（役割）
・サービス等利用計画の作成
・サービス担当者会議等で検討
・集中的支援の前後のケースワーク

事業所
（役割）
・日常的な支援の提供
・事業所内の支援のマネジメントは管理者／サービス管理責任者が担う

地域生活支援拠点等
（役割）
・緊急時の対応

広域的支援人材
（役割）
集中的支援を通じたアセスメント、助言
集中的支援計画、報告書の作成

サポート

都道府県等／発達障害者支援センター等
（役割）
・広域的支援人材の名簿登録、派遣調整、サポート、ネットワーク構築

連携

市町村
（役割）
・集中的支援の支給決定
・集中的支援の運用状況等の把握

その他留意事項

・集中的支援実施後に再度状態が悪化した場合などは、必要性を検討した上で再度実施することも可
・居住支援活用型で集中的にアセスメントしたあと、事業所訪問型に切り替え、元の居住の場に広域的支援人材が訪問し環境整備をすることも可
・地域生活支援拠点等で緊急対応しているケースに対し集中的支援によるアセスメントを活用し支援体制の立て直しを図ることも可

強度行動障害支援者養成研修事業（基礎研修、実践研修）　（地域生活支援促進事業）

令和７年度当初予算額　39百万円（39百万円）　※（）内は前年度当初予算額

1　事業の目的

○　強度行動障害を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどを特徴としているため、現状では事業所の受入れが困難であったり、受入れ後の不適切な支援により、利用者に対する虐待につながる可能性も懸念されている。

○　一方で、施設等において適切な支援を行うことにより、他害行為などの危険を伴う行動の回数が減少するなどの支援の有効性も報告されていることから、地域生活支援事業において、強度行動障害を有する者に対して適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする体系的な研修を行う。

2　事業の概要・スキーム・実施主体

国立のぞみの園

（指導者養成研修）
○　基礎研修・実践研修の指導者を養成するための研修を実施

都道府県

○　障害福祉サービス等事業所の職員に対して、以下のとおり基礎研修・実践研修を実施

障害福祉サービス等事業所

サービス管理責任者クラスの職員 → 平成26年度～　強度行動障害支援者養成研修
（実践研修）　講義＋演習（12時間）

支援現場の職員 → 平成25年度～　強度行動障害支援者養成研修
（基礎研修）　講義＋演習（12時間）

［参考資料］ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要（抄）①
（令和6年2月6日　障害福祉サービス等報酬改定検討チームとりまとめ）

第３　終わりに

○　令和６年度障害福祉サービス等報酬改定においては、客観性・透明性の向上を図るため、前回改定に引き続き、厚生労働省内に設置した検討チームにおいて、有識者の参画を得て公開の場で検討を行った。
○　今回の報酬改定に係る検討を行う中で出た意見等を踏まえ、以下の事項について、引き続き検討・検証を行う。

①　障害者支援施設の在り方について

・　障害者支援施設の在り方についての検討を進めるため、令和６年度において、今後の障害者支援施設が担う役割や機能等に関して整理しつつ、更なる地域移行を進めていくための調査研究の実施や検討の場を設ける。

②　共同生活援助における支援の質の確保について

・　共同生活援助における障害者の特性に応じた支援や、サービスの質を評価するための具体的な基準の在り方について、支援に関するガイドラインの策定や、管理者、従業者等に対する資格要件や研修の導入等について、令和６年度以降検討する。

③　共同生活援助における個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の取扱いについて

・　今年度末までの経過措置とされていた、共同生活援助を利用する重度の障害者が個人単位で居宅介護等を利用することについては、引き続きその在り方を検討する。

④　障害福祉サービスの地域差の是正について

・　障害福祉サービスの地域差を是正し、サービスの供給が計画的かつ効率的に行われる方策について、必要なサービスが公平かつ適正に提供されるよう、共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況を踏まえた事業所指定の在り方について検討する。

⑤　計画相談支援及び障害児相談支援について

・　相談支援事業所における手話通訳士等によるコミュニケーション支援の実態を把握するとともに、コミュニケーション支援の体制を確保する方策について検討する。

⑥　質の高い障害児支援の確保について

・　質の高い障害児支援の提供を推進するため、支援に当たる人材の配置や評価の在り方について検討する。
・　障害児相談支援について、セルフプランの状況等も踏まえながら、必要な質・量を確保する方策について、引き続き検討する。

［参考資料］ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要（抄）①
（令和6年2月6日　障害福祉サービス等報酬改定検討チームとりまとめ）

⑦　障害福祉サービスの公平で効率的な制度の実現について

・　障害福祉サービスについて、 障害者が希望する地域生活を実現するとともに、 多様化する利用者のニーズに応じて質の確保・向上を図る必要がある。こうした中で、制度の持続可能性を確保する観点から、サービス間・制度間の公平性を踏まえ、報酬改定におけるサービスの質等に応じたメリハリある報酬設定等、公平で効率的な制度の実現に向けた検討を行う。

⑧　処遇改善の実態把握等について

・　今回の改定が、福祉・介護職員の処遇改善に与える効果について、実態を把握する。
・　今回の報酬改定では、処遇改善分について２年分を措置し、３年目の対応については、上記の実態把握を通じた処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和８年度予算編成過程で検討する。

⑨　経営実態調査のさらなる分析について

・　次回の障害福祉サービス等報酬改定に向けては、障害福祉事業所・施設の経営実態等をより適切に把握できるよう、「障害福祉サービス等経営概況調査」や「障害福祉サービス等経営実態調査」において、特別費用や特別収益として計上されている経費の具体的な内容が明確になるよう、調査方法を見直し、次回以降の調査に反映させる。

⑩　食事提供体制加算等について

・　食事提供体制加算については、食事提供時における栄養面での配慮を行うための要件を新たに設け令和９年３月31日まで経過措置を延長することとするが、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者等との公平性等の観点も踏まえつつ、今後、経過措置の実施状況や効果を踏まえた上で、更に検討を深める。
・　児童発達支援センターの、自園調理を前提とした基準（調理室の設置、栄養士等の配置）について、今後、構造改革特別区域法に基づく特例措置の全国展開に関する検討に対応することとし、同特例措置の実施状況や現場の支援の状況等も踏まえながら、更に検討を深める。

⑪　補足給付の在り方について

・　施設入所者に対する補足給付の在り方については、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者との公平性等の観点も踏まえ、引き続き検討する。

⑫　事業者が提出する各種様式等の簡素化・標準化について

・　障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法等の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書等について、令和５年度中に作成する標準様式等の普及の状況等を踏まえ、標準様式等の使用の基本原則化について検討を行う。
　また、令和６年度に電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備に向けて検討する。

5-4

虐待防止・権利擁護について

障害者虐待の防止・権利擁護

虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の１％を減算）を創設。

（参考）障害者虐待防止措置
① 虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

身体拘束の適正化

○ 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を５単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を５単位から所定単位数の１％に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

（参考）身体拘束適正化措置
① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
② 身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

○ 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

1．障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞　経年グラフ

・令和5年度の養護者による障害者虐待の相談・通報件数は9,972件であり、令和4年度から1,322件（15.3%）増加。
・令和5年度の虐待判断件数は2,283件であり、令和4年度から160件（7.5%）増加。
・令和5年度の被虐待者数は2,285人であり、令和4年度から155人（7.3%）増加。

養護者	平成							令和				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談・通報件数（件）	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	8,650	9,972
虐待判断件数（件）	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612	1,655	1,768	1,994	2,123	2,283
被虐待者数（人）	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554	1,570	1,626	1,664	1,775	2,004	2,130	2,285

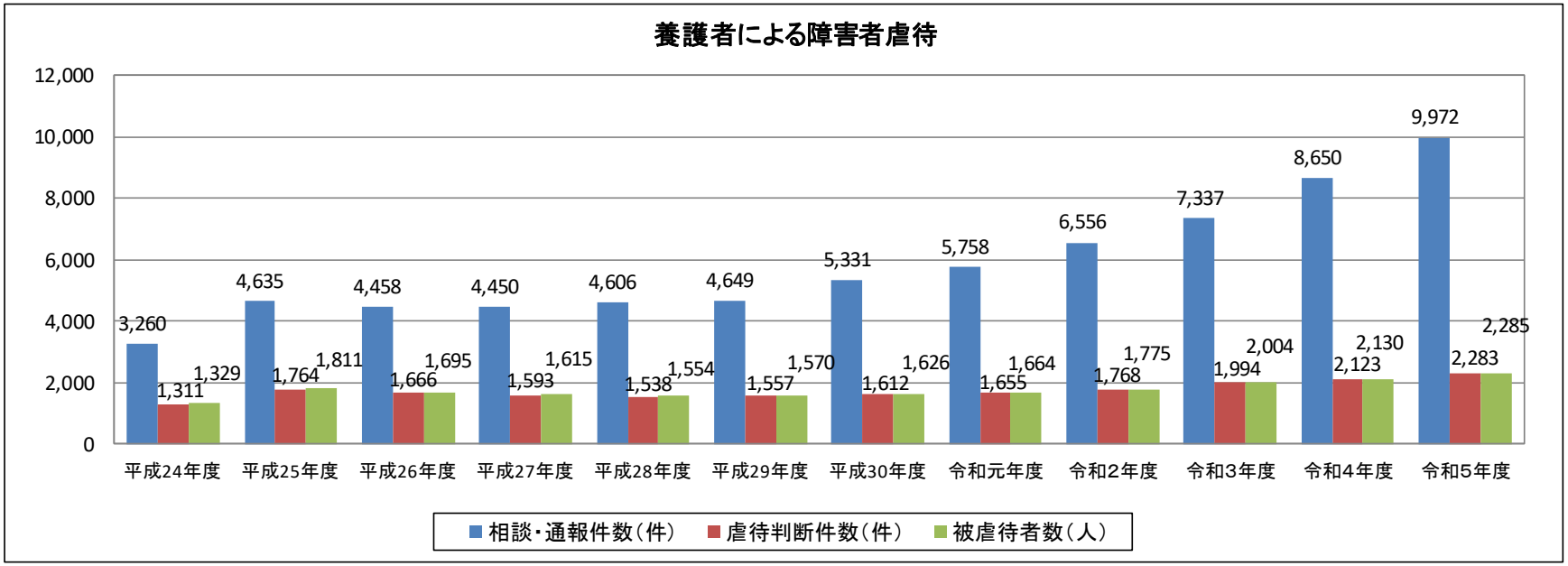

＊　平成24年度は下半期のみのデータ

2．障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞　経年グラフ

・令和5年度の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数は5,618件であり、令和4年度から1,514件（36.9%）増加。
・令和5年度の虐待判断件数は1,194件であり、令和4年度から238件（24.9%）増加。
・令和5年度の被虐待者数は2,356人であり、令和4年度から1,004人（74.3%）増加。

障害者福祉施設従事者等	平成							令和				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談・通報件数（件）	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	4,104	5,618
虐待判断件数（件）	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699	956	1,194
被虐待者数*（人）	176	455	525	569	672	666	777	734	890	956	1,352	2,356

*被虐待者が特定できなかった事例を除く

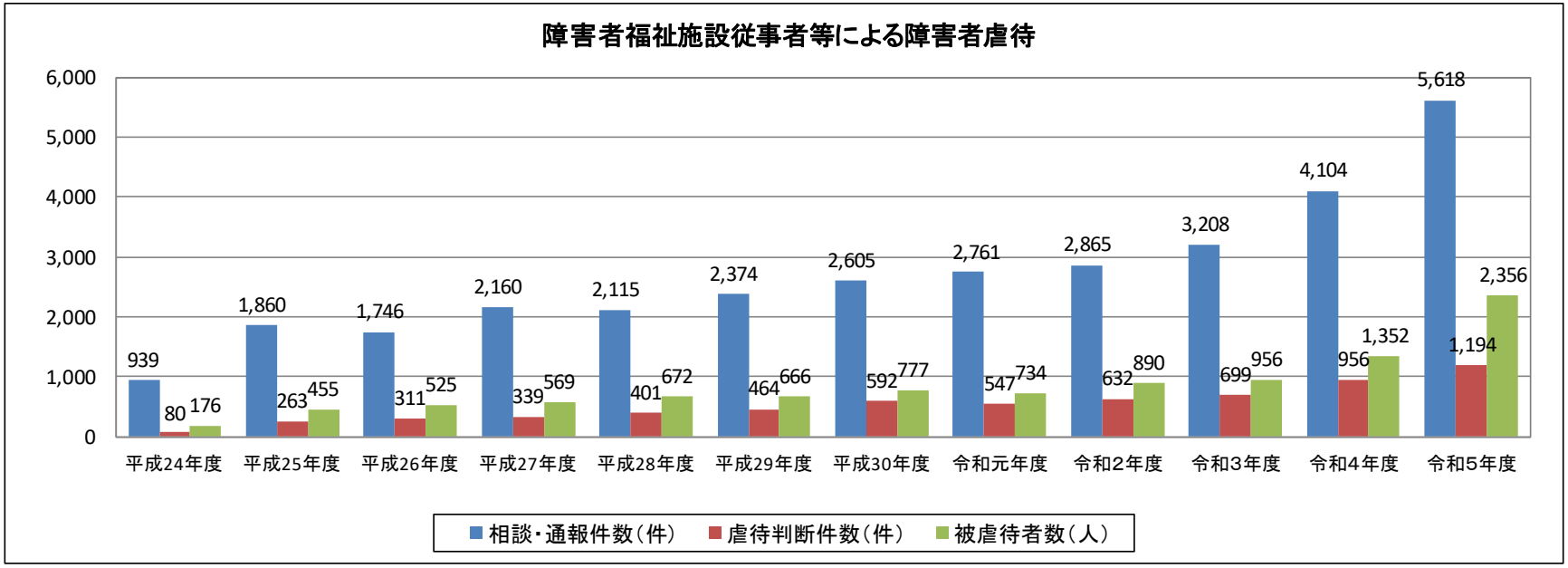

＊　平成24年度は下半期のみのデータ

障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）経年比較

養護者による障害者虐待

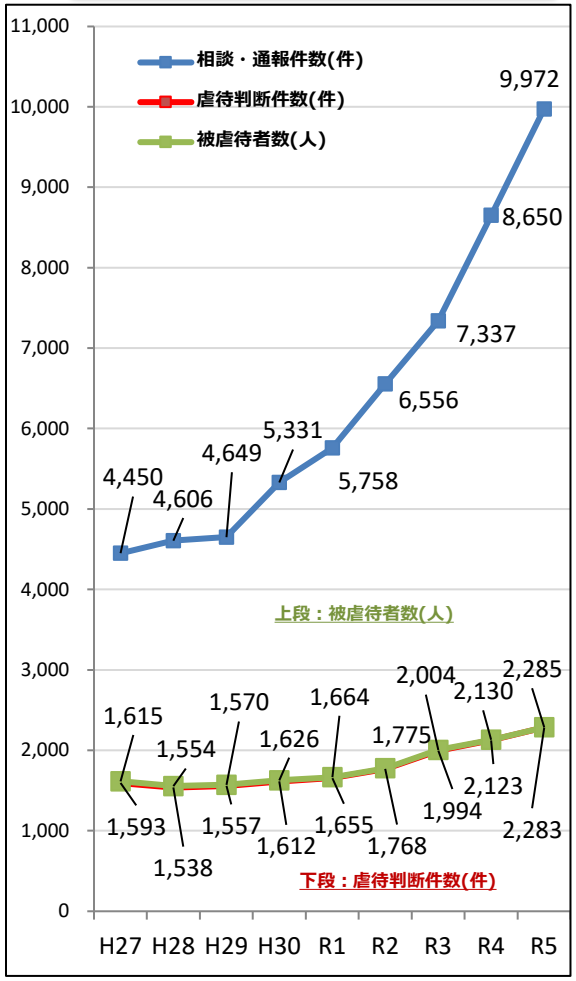

障害福祉施設従事者等による障害者虐待

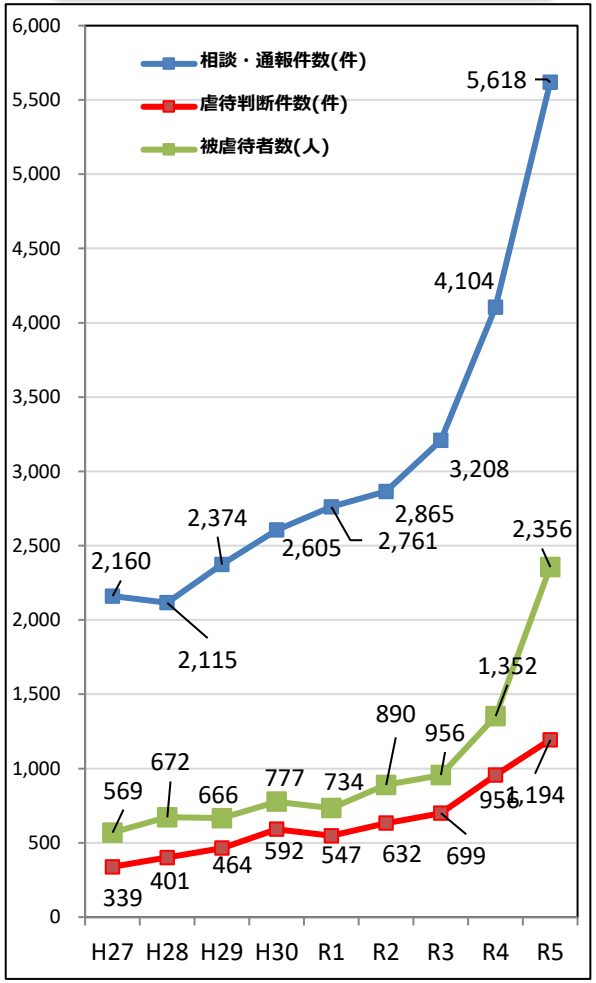

使用者による障害者虐待

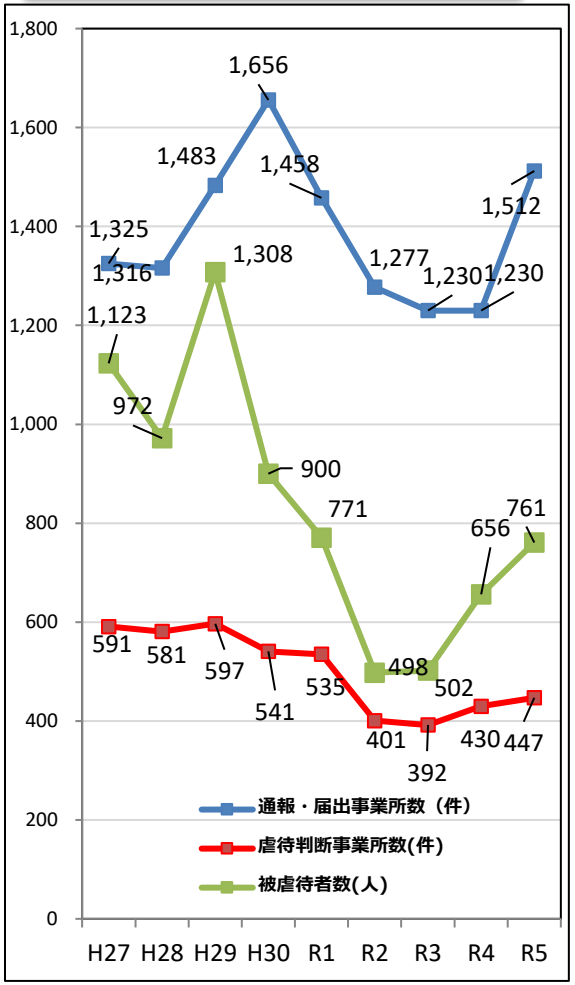

成年後見制度の利用促進について

成年後見制度の概要

○　認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。

【法定後見制度】

家庭裁判所に審判の申立てを行い、家庭裁判所によって、援助者として成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が選ばれる制度。本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの類型がある。

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など（注１）		
成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）の同意が必要な行為		民法13条1項所定の行為（注２）（注３）（注４）	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（民法13条1項所定の行為の一部）（注１）（注２）（注４）
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上（注２）（注３）（注４）	同上（注２）（注４）
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（注１）	同左（注１）
制度を利用した場合の資格などの制限	医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど（注５）	医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど	

（注１）　本人以外の者の申立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。
（注２）　民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。
（注３）　家庭裁判所の審判により、民法13条1項所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲とすることができます。
（注４）　日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。
（注５）　公職選挙法の改正により、選挙権の制限はなくなりました。

法務省ホームページより抜粋

※　この他、本人が契約の締結に必要な判断能力を有している間に、将来、判断能力が不十分となった場合に備え、「誰に」「どのように支援してもらうか」をあらかじめ契約により決めておく任意後見制度がある。

成年後見制度利用促進に関する関係条文

○成年後見制度の利用を促進する旨の規定

○障害者総合支援法
（市町村の地域生活支援事業）
第七十七条
四　障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものにつき、当該費用のうち厚生労働省令で定める費用を支給する事業（H24．4施行）
五　障害者に係る民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業（H25．4施行）

○知的障害者福祉法
（後見等を行う者の推薦等）（H25．4施行）
第二十八条の二　市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下この条において「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
２　都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

○精神保健福祉法
（後見等を行う者の推薦等）（H26．4施行）
第五十一条の十一の三　市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下この条において「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
２　都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

障害者に対する市町村長申立ての規定

○知的障害者福祉法

(審判の請求)

第二十八条　市町村長は、知的障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。

(後見等を行う者の推薦等)

第二十八条の二　市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助(以下この条において「後見等」という。)の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

２　都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

※　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にも同様の規定あり

○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

（財産上の不当取引による被害の防止等）

第四十三条

２　市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害者について、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

（成年後見制度の利用促進）

第四十四条　国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

障害者に対する成年後見制度関係予算事業について

令和７年度当初予算　地域生活支援事業費等補助金５０２億円の内数
（令和６年度予算額　５０１億円の内数）

１　成年後見制度利用支援事業

・事業内容
　成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。
・実施主体　市町村

２　成年後見制度法人後見支援・養成研修事業

・事業内容
①法人後見養成のための研修
②法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
③法人後見の適正な活動のための支援
④その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業
・実施主体　①都道府県及び市町村　②～④市町村

３　成年後見制度普及啓発事業

・事業内容　成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う。
・実施主体　都道府県、市町村

（出典）法務省ホームページ

成年後見制度の見直しに向けた検討

令和6年1月
法務省民事局

成年後見制度

法定後見制度：本人の判断能力が不十分になった後に、本人の判断能力に応じて家庭裁判所により選任された①成年後見人、②保佐人又は③補助人が本人を保護、支援する制度

任意後見制度：本人が十分な判断能力を有する時に、任意後見人や委任する事務を契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が任意後見監督人の監督を受けつつ事務を行う制度

現状及び課題

【成年後見制度を取り巻く状況】

高齢化の進展、単独世帯の高齢者の増加等により成年後見制度に対するニーズの増加・多様化が見込まれ、成年後見制度を更に利用しやすくする必要がある。

令和４年10月1日現在、我が国の65歳以上人口は3,624万人となり、総人口に占める割合(高齢化率)も29.0%となった。

【成年後見制度に対する主な指摘】

○ 利用動機の課題（例えば、遺産分割）が解決しても、判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。
○ 成年後見人には包括的な取消権、代理権があり、本人の自己決定が必要以上に制限される場合がある。
○ 本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。
○ 任意後見契約の本人の判断能力が低下した後も適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。

〔成年後見制度に関する国内外の動向〕

令和４年　３月　第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定（対象期間は、令和４年度～令和８年度）
令和４年１０月　障害者権利条約の第１回対日審査に関する障害者権利委員会の総括所見

国内外の動向をも踏まえ、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う必要【令和６年２月に法制審議会に諮問】

政府方針

第二期成年後見制度利用促進基本計画（R4.3.25閣議決定 抄）

国は、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮した上で、こうした専門家会議における指摘も踏まえて、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。

（参考）障害者の権利に関する条約　（R4.10.7 抄）
第１回政府報告に関する障害者権利委員会の総括所見

28. 一般的意見第1号（2014年）法律の前にひとしく認められることを想起しつつ、委員会は以下を締約国に勧告する。
(a) 意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること。

主な検討テーマ	現状及び課題	検討
法定後見制度における開始、終了等に関するルールの在り方	利用動機の課題（例えば、遺産分割）が解決しても、判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。	一定の期間制や、具体的な利用の必要性を考慮して開始し、必要性がなくなれば終了する仕組みを検討
法定後見制度における取消権、代理権に関するルールの在り方	成年後見人には包括的な取消権、代理権があり、本人の自己決定が必要以上に制限される場合がある。	本人の同意を要件とする仕組みや、本人にとって必要な範囲に限定して付与する仕組みを検討
法定後見制度における成年後見人等の交代に関するルールの在り方	本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。	本人の状況に合わせて成年後見人等の交代を可能とするなど適切な保護を受けることができる仕組みを検討
任意後見制度における適切な時機の監督人選任を確保する方策	本人の判断能力が低下した後も適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされず、任意後見契約の効力が生じない。	任意後見受任者に任意後見監督人選任の申立てを義務付ける仕組みや申立権者の範囲の見直しを検討

その他のテーマ

- **法定後見制度における類型の見直し**
- **成年後見人等の報酬の在り方**

成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

○　地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。
○　成年後見制度の利用促進は、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものである。以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
- 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。
- 成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。
- 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること。任意後見制度や補助・保佐類型が利用される取組を進めること。不正防止等の方策を推進すること。

○　福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく必要がある。

今後の施策の目標等

○　成年後見制度の見直しに向けた検討、市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業の見直しに向けた検討、権利擁護支援策を充実するための検討を行う。また、成年後見制度の運用改善等や、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに積極的に取り組む。
○　工程表やＫＰＩ（評価指標）を踏まえて施策に取り組む。成年後見制度利用促進専門家会議は令和６年度に中間検証を実施する。

第二期成年後見制度利用促進基本計画の構成

はじめに
Ⅰ　成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標
　1　成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方
　2　今後の施策の目標等

Ⅱ　成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策
　1　成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
　　（１）成年後見制度等の見直しに向けた検討
　　（２）総合的な権利擁護支援策の充実
　2　尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
　　（１）本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
　　（２）適切な後見人等の選任・交代の推進等
　　（３）不正防止の徹底と利用しやすさの調和
　　（４）各種手続における後見業務の円滑化
　3　権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
　　（１）権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
　　－尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－
　　（２）地域連携ネットワークの機能　－個別支援と制度の運用・監督－
　　（３）地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
　　－中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－
　　（４）包括的・多層的な支援体制の構築
　4　優先して取り組む事項
　　（１）任意後見制度の利用促進
　　（２）担い手の確保・育成等の推進
　　（３）市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
　　（４）地方公共団体による行政計画等の策定
　　（５）都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証について

○成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月施行）に基づき、令和4年3月に閣議決定された**第二期成年後見制度利用促進基本計画**（計画期間：令和4年度～令和8年度）では、**基本計画の中間年度（令和6年度）においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う**こととされている。

○このため、令和4年度以降、**成年後見制度利用促進専門家会議**に第二期計画中間検証の準備に関するWGを設置するなどして検証を実施。
令和7年3月に**中間検証報告書**を取りまとめ、**成年後見制度利用促進会議（法務・厚労・総務大臣）に報告**。

中間検証に係る経緯等

○第13回専門家会議（令和4年5月）
⇒ **「第二期計画中間検証の準備に関するWG」を設置**
- ・総合的な権利擁護支援策の検討ワーキング・グループ
- ・成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ
- ・地域連携ネットワークワーキング・グループ

○第二期計画中間検証の準備に関するWG（令和4年9月～令和6年2月）
⇒ 意見交換・ヒアリング等を実施（計4回）

○第15回～第17回専門家会議（令和6年3月～10月）
⇒ WG検討結果・取組状況等の報告、中間検証に係る意見交換 等

○第18回・第19回専門家会議（令和6年12月～令和7年2月）
⇒ 中間検証報告書案について意見交換

中間検証報告書の取りまとめ（令和7年3月）

成年後見制度利用促進会議に報告

成年後見制度利用促進専門家会議・委員

（◎委員長 ○委員長代理）

青木　佳史	弁護士、日弁連高齢者・障害者権利支援センター副センター長
○新井　誠	中央大学研究開発機構教授、日本成年後見法学会理事長
太田　稔彦	愛知県豊田市長
大塚　晃	JDDnet（日本発達障害ネットワーク）政策委員
上山　泰	新潟大学法学部教授
◎菊池　馨実	早稲田大学理事・法学学術院教授
久保　厚子	一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会顧問
河野　俊嗣	宮崎県知事
込山　正秀	静岡県小山町長
櫻田 なつみ	一般社団法人日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構理事
住田　敦子	特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センター長
瀬戸　裕司	医師、日本精神神経学会、ゆう心と体のクリニック院長
中村　健治	社会福祉法人北海道社会福祉協議会地域共生社会推進部長
永田　祐	同志社大学社会学部教授
西川　浩之	司法書士、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート副理事長
野澤　和弘	一般社団法人スローコミュニケーション代表、植草学園大学副学長（教授）
花俣ふみ代	公益社団法人認知症の人と家族の会副代表理事兼埼玉県支部代表
星野　美子	公益社団法人日本社会福祉士会理事
水島　俊彦	弁護士、日本司法支援センター（法テラス）本部常勤弁護士
馬渡　直史	最高裁判所事務総局家庭局長
山下　純司	学習院大学法学部教授

成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書のポイント①

1　成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

各施策の進捗状況等

(1) **成年後見制度等の見直し**に向けた検討
- 法務大臣による**法制審議会に対する諮問**(R6.2)

(2) **総合的な権利擁護支援策の充実**
- 日常生活自立支援事業と成年後見制度等との連携の推進
- 持続可能な権利擁護支援モデル事業の実施(R4～)
- **地域共生社会の在り方検討会議における検討**(R6.6～)

今後の対応

(1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
- 法制審議会における調査審議を踏まえた所要の対応

(2) 総合的な権利擁護支援策の充実
- 日常生活自立支援事業の実施体制の抜本的な強化を図る等
- 地域共生社会の在り方検討会議における検討を進め、所要の対応
- 生活支援等のサービスにおける意思決定支援の在り方の検討
- 金融機関における第三者の支援による本人の預貯金の引き出しに関する理解促進に向けた取組

2　尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

各施策の進捗状況等

(1) 本人の特性に応じた**意思決定支援とその浸透**
- 各種意思決定支援ガイドラインに共通する**基本的考え方の整理**(R4
- 様々な分野における各種研修・周知活動の継続
- 障害福祉サービス事業等の指定基準の見直し(R6)
- 都道府県による意思決定支援研修の実施　34都道府県（R6.4）

(2) **適切な後見人等の選任・交代の推進**等
- 市町村や都道府県における受任者調整の推進
- 苦情等に対応する関係機関間連携フローの試行(R4～)
- 法制審議会における後見人等の報酬の在り方を含めた調査審議
- **後見等事務報告書式の見直し**(R7.4開始)

(3) **不正防止**の徹底と**利用しやすさ**の調和等
- 後見制度支援預貯金・信託の導入割合　72.2%（R6.3末）
- 家庭裁判所における不正防止に向けた取組の継続
- 損害を補償する保険等の事後救済の取組の導入

(4) 各種手続における**後見事務の円滑化**等
- 市町村・金融機関等の窓口対応の向上のための周知等の実施

今後の対応

(1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
- 意思決定支援に関する情報提供・各種研修の更なる充実
- 家庭裁判所の身上保護事務に対する適切な監督の継続による後見人等の意識の向上
- 障害福祉分野の意思決定支援ガイドラインの見直しの検討

(2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
- 権利擁護支援チームの形成支援・自立支援機能の更なる強化
- 受任者調整に関する手引きの作成
- 後見人等に関する苦情等への一般的な対応スキームの整理・検討
- 更なる報酬助成の推進等の早期検討
- 本人情報シートの更なる活用、研修対象の拡大の検討

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等
- 後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の更なる導入促進
- 専門職団体における不正防止や保険外での補償に係る取組の促進

(4) 各種手続における後見事務の円滑化等
- 関係省庁・地方公共団体・金融機関における更なる理解促進

成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書のポイント②

3　権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

各施策の進捗状況等

ア　地域連携ネットワークづくり・機能強化

- 市町村・都道府県における体制整備の推進（補助事業・研修）
- 全国権利擁護相談窓口を通じた専門的助言の実施
- 成年後見制度利用促進ポータルサイトにおける広報
- 中核機関の整備状況　1,187市町村（R6.4）
- **地域共生社会の在り方検討会議における検討**（R6.6～）
- 地域連携ネットワークの関係機関等における相互理解の継続

イ　包括的・多層的な支援体制づくりの促進

- 成年後見制度の関連諸制度間の連携推進に向けた取組

今後の対応

- 市町村によるネットワークづくりへの主体的な取組の継続
- 都道府県による市町村では担えないネットワークづくりの主導
- 地域連携ネットワークの**各支援機能の強化**に向けた取組の検討、中核機関未整備地域における都道府県の協議会の活用促進　等
- 地域共生社会の在り方検討会議における**中核機関の位置づけ・役割・名称に関する検討**
- **福祉行政と家庭裁判所における適時適切な連絡**を可能とするためのしくみの整備

4　優先して取り組む事項

各施策の進捗状況等

(1) 任意後見制度の利用促進

- 利用促進に向けた周知活動の継続
- 任意後見監督人選任の申立てを促す文書送付・利用状況に関する意識調査の実施（R4.12）

(2) 担い手の確保・育成等の推進

- 市民後見人養成者数　25,607人（R6.4）
- 法人後見実施法人数　1,317法人（R6.4）
- 市町村・中核機関等による親族後見人に対する支援

(3) 市町村長申立ての適切な実施・成年後見制度利用支援事業の推進

- 都道府県・市町村に対する**事務連絡の発出**（R5.5）

(4) 地方公共団体による行政計画等の策定

- 市町村による計画策定・必要な見直し　1,358市町村（R6.4）
- 都道府県における取組方針の策定　28都道府県（R6.4）

(5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくり

- 市町村向けの相談窓口の設置、専門アドバイザーの配置
- 都道府県による協議会設置状況　37都道府県（R6.4）

今後の対応

(1) 任意後見制度の利用促進

- 周知活動の強化、利用促進のための更なる取組の検討
- 法制審議会における調査審議を踏まえた所要の対応

(2) 担い手の確保・育成等の推進

- 市民後見人の養成推進及び更なる活躍の場の提供の検討
- 法人後見の担い手育成推進及びガイドラインの作成の検討
- 親族後見人に対する支援の充実

(3) 市町村長申立ての適切な実施・成年後見制度利用支援事業の推進

- 都道府県による市町村長申立てに関する研修の見直し
- 地域支援事業・地域生活支援事業の必要な見直しを含めた対応の早期検討

(4) 地方公共団体による行政計画等の策定

- 市町村・都道府県における取組の充実

(5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくり

- 専門アドバイザーの配置・活躍の促進等を通じた都道府県の更なる機能強化を推進

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律

障害者の希望を踏まえた結婚・出産・子育てに係る支援の推進

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（概要）

背景・趣旨

○昭和23年に議員立法により成立した優生保護法※に基づき、平成８年までに約２万５千件の優生手術を実施
※優生上の見地から不良な子孫の出生を防止すること等を目的として、遺伝性疾患等を理由とした強制的な不妊手術である優生手術の実施等について規定

○平成30年以降、旧優生保護法に基づく優生手術に関する訴訟が各地で提起されたこと等を背景に、平成31年に議員立法により「一時金支給法」※を制定
※一時金支給法：優生手術等を受けた本人を慰謝するため一時金320万円を支給するものであり、国の損害賠償責任を前提とはしていない

○**令和６年７月３日　最高裁判所大法廷判決**
◆旧優生保護法の優生手術に関する規定は、**憲法13条**（自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由を保障）及び**14条１項**（法の下の平等）**に違反**
◆旧優生保護法の優生手術に関する規定に係る**国会議員の立法行為は、国賠法の適用上違法**

概　要

１．前　文

国会及び政府は、最高裁大法廷判決を真摯に受け止め、特定疾病等に係る方々を差別し、生殖を不能にする手術を強制してきたことに関し、**日本国憲法に違反する立法行為を行い及びこれを執行**し優生上の見地からの誤った目的に係る施策を推進してきたことについて、深刻に**その責任を認め深く謝罪**する。また、これらの方々が人工妊娠中絶を強いられたことについても、深く謝罪する

２．補償金の支給

対　象：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人又は特定配偶者（本人又は特定配偶者が死亡している場合はその遺族(配偶者、子、父母、孫等)）
支給額：本人 1500万円　特定配偶者 500万円
※特定配偶者とは、本人の手術日から本法公布日の前日までに婚姻(事実婚含む)していた方等

３．優生手術等一時金の支給

※現行の一時金支給法の内容を本法に規定する

対　象：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人で生存している方
支給額：320万円

４．人工妊娠中絶一時金の支給

対　象：旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた本人で生存している方
➢旧優生保護法規定の優生上の要件（遺伝性疾患、精神病等）に該当する者
➢上記と同様の事情にある者として内閣府令で定めるもの

支給額：200万円 ※人工妊娠中絶の回数や子どもの有無にかかわらず一律に支給する
※３の優生手術等一時金を受給した場合には支給しない

５．請求期限

２～４のいずれも施行日から起算して５年（期限に関する検討条項あり）

６．請求手続

請求により、認定審査会の審査を経て、内閣総理大臣が認定

７．調査検証

国は、優生手術等及び人工妊娠中絶に関する調査を行い、これらが行われた原因及び再発防止措置について検証を行う

施行日：公布から３月を経過した日（令和７年１月17日）

都道府県の窓口

令和7年1月17日現在

No.	都道府県	窓口	電話・FAX ✉ メールアドレス・🌐ホームページ
1	北海道	旧優生保護法に係る相談支援センター	電話 0120-031-711　FAX 011-232-4240　✉hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp
2	青森県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 017-734-9056(専用)　FAX 017-734-8091　✉kyuyuseihogoho-sodan@pref.aomori.lg.jp
3	岩手県	旧優生保護法補償金等相談窓口	電話 019-624-6015(専用)　FAX 019-629-5464　✉AD0007@pref.iwate.jp
4	宮城県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 022-211-2322(専用)　FAX 022-211-2591　✉kosodates@pref.miyagi.lg.jp
5	秋田県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 018-860-1431(専用)　FAX 018-860-3821　✉hoken@pref.akita.lg.jp
6	山形県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 023-630-2459(専用)　FAX 023-625-4294　✉yusei@pref.yamagata.jp
7	福島県	旧優生保護法に関する相談窓口	電話 024-521-8294(専用)　FAX 024-521-7747　✉boshihoken@pref.fukushima.lg.jp
8	茨城県	旧優生保護法補償金、一時金受付・相談窓口	電話 029-301-3270(専用)　FAX 029-301-3264　✉shoutai1@pref.ibaraki.lg.jp
9	栃木県	旧優生保護法関係相談窓口	電話 028-623-3064　FAX 028-623-3070　✉boshihoken@pref.tochigi.lg.jp
10	群馬県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 027-226-2606　FAX 027-226-2100　✉jidouka@pref.gunma.lg.jp
11	埼玉県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 048-831-2777(専用)　FAX 048-830-4804　✉a3570-12@pref.saitama.lg.jp
12	千葉県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 043-223-4501(専用)　FAX 043-224-4085　🌐https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/boshi/yuseihogo/toiawase.html
13	東京都	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 03-5320-4206(専用)　FAX 03-5388-1401　✉S1140201@section.metro.tokyo.jp
14	神奈川県	旧優生保護法に関する補償金等支給受付・相談窓口	電話 045-663-1250(専用)、045-210-4727　FAX 045-210-8860 🌐https://www.pref.kanagawa.jp/docs/nf5/yuse-toiawase.html
15	新潟県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 025-280-5933(専用)のほか県保健所　FAX 025-285-8757 ✉ngt040240@pref.niigata.lg.jp
16	富山県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 076-444-3525(専用)　FAX 076-444-3493　✉akodomokatei@pref.toyama.lg.jp
17	石川県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 076-225-1495(専用)　FAX 076-225-1423　✉yuuseihogo@pref.ishikawa.lg.jp
18	福井県	健康福祉部こども未来課、県内各健康福祉センター	電話(076-20-0236(こども未来課)のほか県内各健康福祉センター　FAX 0776-20-0640　✉kodomomirai@pref.fukui.lg.jp
19	山梨県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 055-223-1360(専用)　FAX 055-223-1475　✉kosodate@pref.yamanashi.lg.jp
20	長野県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 026-235-7143(専用)　FAX 026-235-7170　✉boshi-shika@pref.nagano.lg.jp
21	岐阜県	旧優生保護法補償金等支給受付・相談窓口	電話 058-272-0877(専用)　FAX 058-278-3518　✉yusei-sodan@govt.pref.gifu.lg.jp
22	静岡県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 054-221-3157(専用)　FAX 054-221-3521　✉kokatei@pref.shizuoka.lg.jp
23	愛知県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 052-954-6009(専用)　FAX 052-954-7493　✉kokoro@pref.aichi.lg.jp
24	三重県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 059-224-2260(専用)　FAX 059-224-2270　✉sodachi@pref.mie.lg.jp
25	滋賀県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口（子育て支援課）	電話 077-528-3567　FAX 077-528-4868　✉boshihoken@pref.shiga.lg.jp
26	京都府	京都府旧優生保護法補償金等相談ダイヤル	電話 075-451-7100(専用)　FAX 075-414-4792　✉kyuho-hoshokin@pref.kyoto.lg.jp
27	大阪府	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 06-6944-8196(専用)　FAX 06-6910-6610　✉ysoudan@gbox.pref.osaka.lg.jp
28	兵庫県	旧優生保護法専用相談窓口	電話 078-362-3439(専用)　FAX 078-362-3913　✉kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp
29	奈良県	奈良県旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 0742-27-8643(専用)　FAX 0742-27-8643　✉boshihoken@office.pref.nara.lg.jp
30	和歌山県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 073-441-2642、FAX 073-428-2325、✉e0412001@pref.wakayama.lg.jp
31	鳥取県	旧優生保護法総合相談センター	電話 0857-26-7145(福祉保健課)のほか県内総合事務所　FAX 0857-26-8116　✉yuuseisoudan@pref.tottori.lg.jp
32	島根県	旧優生保護法補償金等相談窓口	電話 0120-012974(専用)、0852-22-6625(専用)　FAX 0852-22-632　✉yuuseisoudan@pref.shimane.lg.jp
33	岡山県	旧優生保護法相談窓口	電話 086-226-7870(専用)　FAX 086-225-7283　✉yuuseihogo@pref.okayama.lg.jp
34	広島県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 082-227-1040(専用)　FAX 082-502-3674　✉fukodomo@pref.hiroshima.lg.jp
35	山口県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 083-933-2946(専用)　FAX 083-933-2759　✉a13300@pref.yamaguchi.lg.jp
36	徳島県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 088-621-2300(専用)のほか県保健所　FAX 088-621-2843 ✉Kosodateouenka@pref.tokushima.lg.jp
37	香川県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 087-832-3900(専用)　FAX 087-806-0207　✉kodomokatei@pref.kagawa.lg.jp
38	愛媛県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 089-912-2405(健康増進課)のほか県保健所、FAX 089-912-2399　✉healthpro@pref.ehime.lg.jp
39	高知県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 088-823-9727(専用)　FAX 088-823-9658　✉yuuseihogo@ken.pref.kochi.lg.jp
40	福岡県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 092-632-5175(専用)　FAX 092-643-3260　✉kyuyusei@pref.fukuoka.lg.jp
41	佐賀県	旧優生保護法相談窓口	電話 0120-525-856(専用)　FAX 0952-25-7300　✉kodomo-katei@pref.saga.lg.jp
42	長崎県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 095-895-2446(専用)　FAX 095-825-6470　✉s04820@pref.nagasaki.lg.jp
43	熊本県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 096-333-2352(専用)　FAX 096-383-1427　✉yuusei@pref.kumamoto.lg.jp
44	大分県	旧優生保護法相談窓口	電話 097-506-2760(専用)　FAX 097-506-1735　✉sodan12210@pref.oita.jp
45	宮崎県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 0985-26-0210(専用)　FAX 0985-26-7336　✉kenkozoshin@pref.miyazaki.lg.jp
46	鹿児島県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 099-286-3374(専用)　FAX 099-286-5561　✉yu-hosho@pref.kagoshima.lg.jp
47	沖縄県	こども未来部子育て支援課母子保健班	電話 098-866-2457　FAX 098-866-2433　✉aa031305@pref.okinawa.lg.jp

くわしくは こども家庭庁の特設サイトや各都道府県のホームページなどをみてください。

旧優生保護法補償金等特設サイト

「旧優生保護法による優生手術・人工妊娠中絶などを受けた方とご家族へ」
https://www.cfa.go.jp/kyuyusei-hoshokin

手話字幕動画もご覧になれます。

旧優生保護法 に よる こども が できなく なる 手術 など を うけた 人 や おなか の 中 の 赤ちゃん を うめなく された 人 と ご家族 へ

お金 を うけとる こと が できます。

旧優生保護法補償金等支給法 に ついて

令和 6年 10月に「旧優生保護法補償金等支給法」と いう 法律 が できました。
この 法律 は 本人 の 気持ち も 聞かれる ことなく
こども が できなく なる 手術 など を うけたり おなか の 中 の
赤ちゃん を うめなく され がらだ や 心 に 大きな 苦しみ や 痛み を
うけた 方々 に 対して お金 を 払う こと を 定めています。
被害 を うけた 方々 に 対して 国 として
せきにん を みとめ 深く しゃざい します。

こども家庭庁

このマークは、視覚に頼れない方などが使う音声コード（Uni-Voiceコード）です。

お金 を うけとる こと が できる 人 は どのような 人 ですか?
また、うけとる お金 は いくら ですか？

補償金

- こども が できなく なる 手術 など を うけた 人
  → 1500万円 です。
- こども が できなく なる 手術 など を うけた 人 の 結婚相手
  → 500万円 です。

※本人 が 亡くなって いる 場合 には その 家族 が うけとる こと が できます。

優生手術等一時金

- こども が できなく なる 手術 など を うけた 人
  → 320万円 です。

※補償金 を うけた 場合 も うけとる こと が できます。

人工妊娠中絶一時金

- おなか の 中 の 赤ちゃん を うめなく された人
  → 200万円 です。

※ 優生手術等一時金 を うけた 場合 は うけとる こと が できません。

いつまで 手続き が できますか？

令和 12年 の 1月 16日 まで です。

まずは 住んで いる 都道府県 や
こども家庭庁 の 窓口 に
相談 しましょう。
ご希望 が あれば 手続き を
弁護士 が 無料 で お手伝い します。

- 都道府県 の 窓口 は 次 の ページ に あります。
- こども家庭庁 の 窓口

電話番号 03-3595-2575 FAX 03-3595-2753
メールアドレス kodomokatei.hoshokin@cfa.go.jp

受付時間 10:00～17:00
(月曜日 から 金曜日。土日祝日 年末年始 を 除く。)

障害者の希望を踏まえた結婚・出産・子育てに係る支援の推進①

○　障害者の希望を踏まえた結婚・出産・子育てに係る支援に関して、事例集を周知するとともに、支援の推進に関する留意事項について、各都道府県・市区町村宛てに通知（令和６年６月５日付け厚生労働省・こども家庭庁連名通知）

１．本人の希望の実現に向けた意思決定支援・支援体制構築

・市区町村の障害保健福祉部局では、資源の開発・連携の強化を含めた、地域の支援体制を構築すること。特に、障害者の妊娠・出産や子育てに係る支援に当たっては、関係部局・機関、事業所等が連携し、必要なサービスの活用や見守り等の支援体制の構築が重要。
・都道府県は、市区町村の連携体制・支援基盤の整備等を支援するとともに、研修等により事業者の意思決定支援の取組を推進すること。

２．障害保健福祉施策と母子保健・児童福祉施策等の連携

・市区町村は、必要に応じ妊産婦・児童の福祉や母子保健の相談窓口に障害者がつながり、必要な支援が確実に行われるよう、障害福祉部局は、母子保健部局・児童福祉部局と連携し、事業者に相談窓口・支援施策を周知するとともに、日頃からの連携体制を構築すること。

３．活用できる施策等

・こども家庭センター等で、サポートプランを作成する際、障害福祉の事業者等とも連携する等、活用できる施策を最大限活用すること。
・障害保健福祉分野の施策では、基幹相談支援センター、各種相談支援、自立生活援助、居宅介護等の活用が考えられる。
・こども家庭センター等では、各種子育て支援施策の活用が可能であり、児童福祉部局では、これらの施策について、障害福祉事業者や障害者・その家族への周知・理解促進に取り組むことが重要。

４．共同生活援助（グループホーム）における留意事項

・グループホーム事業者は、相談支援事業者や関係機関と連携の下、障害者の希望を踏まえて結婚・出産・子育ての支援を実施すること。
・グループホームは、障害者ではない家族が同居しての支援は基本的に想定していないが、利用する障害者が出産した場合で、直ちに新たな住居等を確保することが困難な場合は、それまでの間、こどもと同居を認めても差し支えない（※）。
（※）事業者は、新たな住居の確保等の支援や、関係機関による適切な支援体制の確保に努めるとともに、他の障害者の支援に支障が生じないよう十分留意。

（支援体制イメージ）

通知全文はこちら↓

障害者の希望を踏まえた結婚・出産・子育てに係る支援の推進②

○総理発言（令和６年７月29日　第１回障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部）（抄）

この際、関係大臣に対し、４点指示いたします。
第１に、結婚、出産、子育てを含め、障害者がどのような暮らしを送るかは本人が決めることを前提として、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、希望する生活の実現に向けた支援を行うことが必要です。
このためには、**障害者の地域生活の支援と併せて、障害福祉や母子保健・児童福祉の関係機関・事業所が連携し、必要なサービスの活用や見守り等の支援体制を構築していくことが不可欠であり、本年６月に示されている事例集の周知徹底を図るなど、取組を推進してください**。
（略）

本年度中に、自治体や事業者、支援者等向けに解説動画を作成するとともに、当事者の方にも事例集の内容が伝わりやすいリーフレットを作成予定。

○基となった調査研究

令和５年度障害者総合福祉推進事業
「障害者が希望する地域生活を送るための意思決定支援等の取組に関する調査研究」
（PwCコンサルティング合同会社）

報告書・意思決定支援 取組事例集・
障害者が希望する「結婚・出産・子育て」支援 取組事例集

https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/welfare-promotion-business2024.html

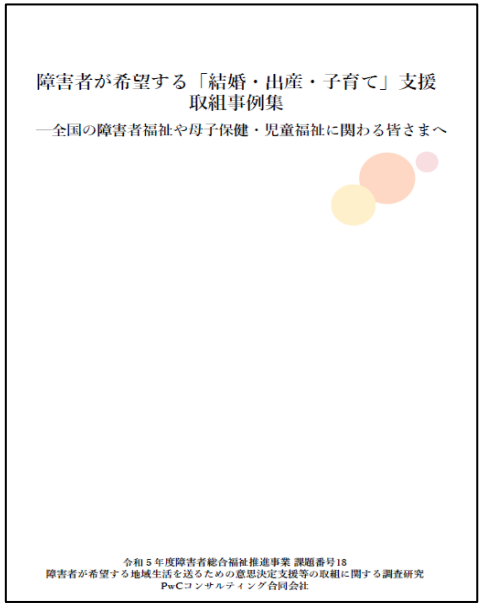

障害者が希望する「結婚・出産・子育て」支援 取組事例集の周知
障害当事者にもわかりやすいリーフレットの作成

○　障害者が希望する「結婚・出産・子育て」支援 取組事例集を周知するとともに、令和６年度に、自治体や事業者、支援者等向けに解説動画や当事者の方にも事例集の内容が伝わりやすいリーフレットを作成。

障害者が希望する「結婚・出産・子育て」支援 取組事例集（関係自治体・事業者・支援者等に周知）

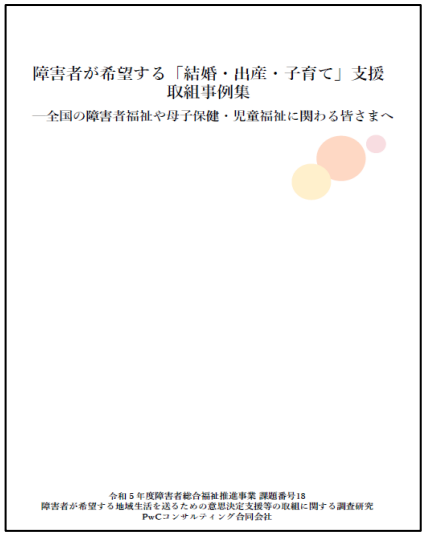

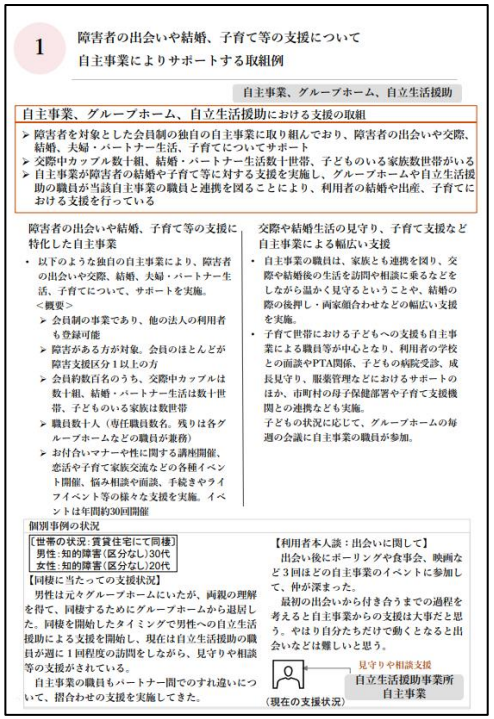

令和５年度障害者総合福祉推進事業
「障害者が希望する地域生活を送るための意思決定支援等の取組に関する調査研究」
（PwCコンサルティング合同会社）

事例集はこちら↓

※このほか、連名通知の内容や事例集についての解説動画を作成中

当事者の方にもわかりやすいリーフレット（イメージ）

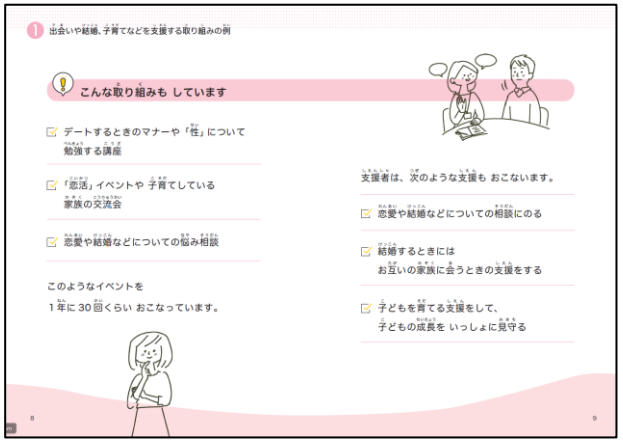

※現在作成中であり、変更の可能性があります。

関連資料4

福祉分野の関連施策の動向

障害者が希望する「結婚・出産・子育て」支援 取組事例集の周知
障害当事者にもわかりやすいリーフレットの作成

○　障害者が希望する「結婚・出産・子育て」支援 取組事例集を周知するとともに、令和６年度に、自治体や事業者、支援者等向けに解説動画や当事者の方にも事例集の内容が伝わりやすいリーフレットを作成。

障害者が希望する「結婚・出産・子育て」支援 取組事例集（関係自治体・事業者・支援者等に周知）

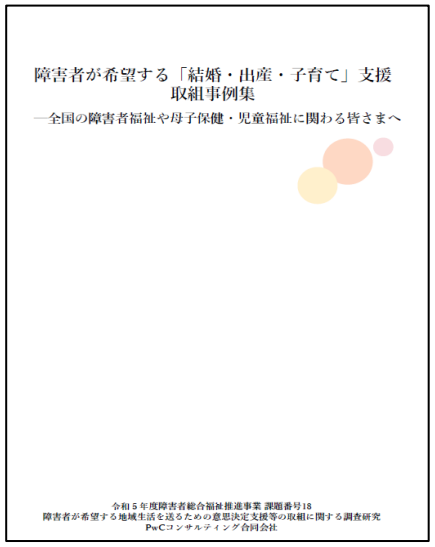
障害者が希望する「結婚・出産・子育て」支援
取組事例集
―全国の障害者福祉や母子保健・児童福祉に関わる皆さまへ
令和５年度障害者総合福祉推進事業 課題番号18
障害者が希望する地域生活を送るための意思決定支援等の取組に関する調査研究
PwCコンサルティング合同会社

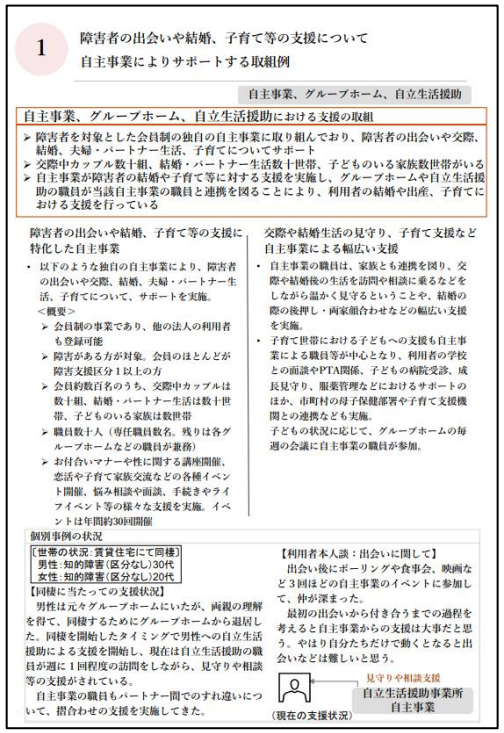
1　障害者の出会いや結婚、子育て等の支援について
自主事業によりサポートする取組例
自主事業、グループホーム、自立生活援助
自主事業、グループホーム、自立生活援助における支援の取組
➢ 障害者を対象とした会員制の独自の自主事業に取り組んでおり、障害者の出会いや交際、結婚、夫婦・パートナー生活、子育てについてサポート
➢ 交際中カップル数十組、結婚・パートナー生活数十世帯、子どものいる家族数世帯がいる
➢ 自主事業が障害者の結婚や子育て等に対する支援を実施し、グループホームや自立生活援助の職員が当該自主事業の職員と連携を図ることにより、利用者の結婚や出産、子育てにおける支援を行っている
障害者の出会いや結婚、子育て等の支援に特化した自主事業
・以下のような独自の自主事業により、障害者の出会いや交際、結婚、夫婦・パートナー生活、子育てについて、サポートを実施。
＜概要＞
➢ 会員制の事業であり、他の法人の利用者も登録可能
➢ 障害がある方が対象。会員のほとんどが障害支援区分１以上の方
➢ 会員約数百名のうち、交際中カップルは数十組、結婚・パートナー生活は数十世帯、子どものいる家族は数世帯
➢ 職員数十人（専任職員数名。残りは各グループホームなどの職員が兼務）
➢ お付合いマナーや性に関する講座開催、恋活や子育て家族交流などの各種イベント開催、悩み相談や面談、手続きやライフイベント等の様々な支援を実施。イベントは年間約30回開催
交際や結婚生活の見守り、子育て支援など自主事業による幅広い支援
・自主事業の職員は、家族とも連携を図り、交際や結婚後の生活を訪問や相談に乗るなどをしながら温かく見守るということや、結婚の際の後押し・両家顔合わせなどの幅広い支援を実施。
・子育て世帯における子どもへの支援も自主事業による職員等が中心となり、利用者の学校との面談やPTA関係、子どもの病院受診、成長見守り、服薬管理などにおけるサポートのほか、市町村の母子保健部署や子育て支援機関との連携なども実施。
子どもの状況に応じて、グループホームの毎週の会議に自主事業の職員が参加。
個別事例の状況
【世帯の状況：賃貸住宅にて同棲】
男性：知的障害（区分なし）30代
女性：知的障害（区分なし）20代
【同棲に当たっての支援状況】
男性は元々グループホームにいたが、両親の理解を得て、同棲するためにグループホームから退居した。同棲を開始したタイミングで男性への自立生活援助による支援を開始し、現在は自立生活援助の職員が週に１回程度の訪問をしながら、見守りや相談等の支援がされている。
自主事業の職員もパートナー間でのすれ違いについて、揺れ動く支援を実施してきた。
【利用者本人談：出会いに関して】
出会い後にボーリングや食事会、映画など３回ほどの自主事業のイベントに参加して、仲が深まった。
最初の出会いから付き合うまでの過程を考えると自主事業からの支援は大事だと思う。やはり自分たちだけで動くとなると出会いなどは難しいと思う。
見守りや相談支援
自立生活援助事業所
自主事業
（現在の支援状況）

令和５年度障害者総合福祉推進事業
「障害者が希望する地域生活を送るための意思決定支援等の取組に関する調査研究」
（PwCコンサルティング合同会社）

ホームページはこちら↓

当事者の方にもわかりやすいリーフレット（イメージ）

出会いや結婚、子育てなどを支援する取り組みの例
関係する福祉サービス
グループホーム、自立生活援助
恋愛や結婚などを 専門的に支える
ある法人では、知的障害のある人たちの恋愛や結婚、子育てなどについて支援をしています。
いまこの法人で 支援を受けている人は 数百人います。
そのうち、カップルは 数十組、
結婚したり パートナーと生活している人も 数十組います。
また、何人かは 子どももいます。
この法人には、恋愛や結婚などを専門に支援している職員が何人か います。

通知内容や事例集についての解説動画（イメージ）

住宅セーフティネット法改正等

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）等の一部を改正する法律（R6.5.30成立　R6.6.5公布　R7.10.1施行）

1．大家が賃貸住宅を提供しやすく、要配慮者が円滑に入居できる市場環境の整備

【住宅セーフティネット法、高齢者住まい法、住宅金融支援機構法】

○ 終身建物賃貸借(※)の利用促進

※ 賃借人の死亡時まで更新がなく、死亡時に終了する（相続人に相続されない）賃貸借

・終身建物賃貸借の**認可手続**を**簡素化**（住宅ごとの認可から**事業者**の**認可へ**）

○ 居住支援法人による残置物処理の推進

・入居者死亡時の残置物処理を円滑に行うため、**居住支援法人**の**業務**に、入居者からの委託に基づく**残置物処理**を**追加**

○ 家賃債務保証業者の認定制度の創設

・**要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者**（認定保証業者）を国土交通大臣が**認定**

⇒（独）**住宅金融支援機構**の家賃債務保証**保険**による要配慮者への**保証リスク**の**低減**

○ 居住サポート住宅による大家の不安軽減（2. 参照）

2．居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進

【住宅セーフティネット法】

○ 居住サポート住宅(※)の認定制度の創設

※法律上は「居住安定援助賃貸住宅」

・**居住支援法人**等が、要配慮者のニーズに応じて、**安否確認**、**見守り**、**適切な福祉サービスへのつなぎ**を行う住宅（**居住サポート住宅**）の供給を促進（**市区町村長**（**福祉事務所設置**）等が**認定**）

⇒ 生活保護受給者が入居する場合、**住宅扶助費**（**家賃**）について**代理納付**(※)を**原則化**

※生活保護受給者は住宅扶助費を一旦受け取った後に賃貸人に支払うが、特例として保護の実施機関が賃貸人に直接支払う

⇒ 入居する要配慮者は**認定保証業者**（1.参照）が**家賃債務保証**を**原則引受け**

＜居住サポート住宅のイメージ＞

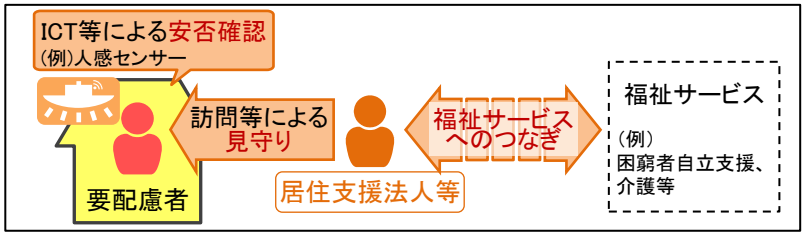

3．住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化

【住宅セーフティネット法】

○ 国土交通大臣及び厚生労働大臣が共同で基本方針を策定

○ **市区町村**による**居住支援協議会**(※)設置を**促進**（努力義務化）し、住まいに関する**相談窓口**から入居前・入居中・退居時の支援まで、住宅と福祉の関係者が連携した**地域における**総合的・包括的な**居住支援体制**の整備を推進

※地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体

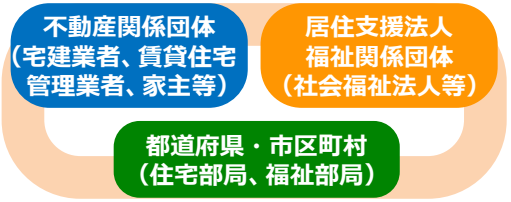

住まいの相談に対応できる体制の整備

（住宅セーフティネット法）居住支援協議会設置の努力義務化

努力義務

令和７年10月１日施行（予定）

改正の趣旨

- 居住支援協議会について、全ての自治体で設置されることを目指し、その設置を自治体の努力義務とする。
  （R７.３末時点：155協議会（全都道府県、117市区町村））
- 住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行うものを構成員とすることを明確化。

改正後の業務イメージ

- それぞれの市区町村で居住支援協議会を設置し、生活困窮者自立支援制度担当をはじめとする福祉部局も参画。
  （自立相談支援機関や地域居住支援事業者も参画することが望ましい。）

主な活動内容

・会議での協議、情報交換
・不動産・福祉団体への働きかけ、ネットワーク形成
・住宅相談事業、物件の紹介
・家賃債務保証、安否確認サービス等の紹介
等

構成員の例：
- 住宅部局、福祉部局（生活困窮者自立支援、生活保護、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉担当等）
- 住宅・不動産関係団体※、居住支援法人、福祉支援団体、サービス事業者
- 士業団体（建築士会、弁護士会、社会福祉士会、土地家屋調査士会等）
- 家賃債務保証会社、消費者団体、大学　等

※ 全国宅地建物取引協会、全日本不動産協会、日本賃貸住宅管理協会、全国賃貸住宅経営者協会、住宅供給公社、都市再生機構（UR）等の都道府県組織・支部など

1．賃貸住宅供給促進計画と障害福祉計画との調和について

福祉部局に対応いただきたい事項

・賃貸住宅供給促進計画を作成する際、障害福祉計画の内容を把握した上で作成することを想定しているため、住宅部局との連携・協働をお願いしたい。

賃貸住宅供給促進計画 ※任意

記載内容

・都道府県/市町村の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標
・住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項
・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項
・住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項
・賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者に対する日常生活を営むために必要な援助その他の福祉サービスの提供体制の確保に関する事項

障害福祉計画

記載内容

〈必須事項〉

・障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
・各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
・地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

〈任意事項〉

・必要な見込量の確保のための方策
・関係機関との連携に関する事項

2．居住支援協議会への参画・連携について

福祉部局に対応いただきたい事項

① 福祉部局は住宅部局と連携して、居住支援協議会の設置準備や運営に参画するとともに、必要に応じ（自立支援）協議会のその他の構成員にも居住支援協議会に参画頂くことを検討いただきたい。

② （自立支援）協議会等において、住宅確保要配慮者からの障害福祉サービスの利用に関する相談体制の整備や、住宅施策との連携推進について協議することを検討いただきたい。

③ （自立支援）協議会と居住支援協議会の連携を図っていただきたい。

居住支援協議会

構成員

・地方公共団体、居住支援法人、宅地建物取引業者　等

・社会福祉協議会その他の住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者

協議事項

・住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供

・民間賃貸住宅への入居及び日常生活を営むために必要な福祉サービスの利用に関する住宅確保要配慮者からの相談に応じて適切に対応するための体制の整備

・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する施策と住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する施策との連携の推進　等

自立支援協議会等との連携

・住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居に関する課題についての情報の共有その他相互の連携に努めなければならない。

（自立支援）協議会

構成員

①

・地方公共団体

・関係機関、障害者等の福祉、医療等に関連する職務に従事する者　等

協議事項

・地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議

②

・住宅確保要配慮者からの障害福祉サービスの利用に関する相談体制の整備や、住宅施策との連携についても協議

③

・（自立支援）協議会及び居住支援協議会で明らかになった障害者の住まいの確保に係る課題を互いに共有

３．住宅入居等支援事業（居住サポート事業）について

福祉部局に対応いただきたい事項

・　住宅入居等支援事業（居住サポート事業）について、未実施の場合はまずは事業実施をご検討頂くとともに、事業実施自治体含め、今後は居住支援法人との連携についてもご検討いただきたい。

【事業概要（地域生活支援事業）】

賃貸契約による一般住宅（※）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援する。

※「一般住宅」とは、公営住宅及び民間の賃貸住宅（アパート、マンション、一戸建て）のことをいう。

【実施主体】

市町村（共同実施も可能）（指定相談支援事業者等へ委託することができる。）

【対象者】

障害者等であって、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な者。ただし、原則として、現に障害者支援施設や精神科病院に入院している精神障害者に係るものは除く。

【事業の具体的内容】

賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者について、不動産業者に対する一般住宅のあっせん依頼、障害者と家主等との入居契約手続きにかかる支援、保証人が必要となる場合における調整、家主等に対する相談 ・助言、入居後の緊急時における対応等を行う。

（１）入居支援（不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主等との入居契約手続き支援。）

※地域において公的保証人制度がある場合には、必要に応じその利用支援を行う。

（２）居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整（利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な支援を受けることができるよう調整を行う。）

住宅入居等支援事業（居住サポート事業）について

令和6年3月末時点

住宅入居等支援事業の実施状況

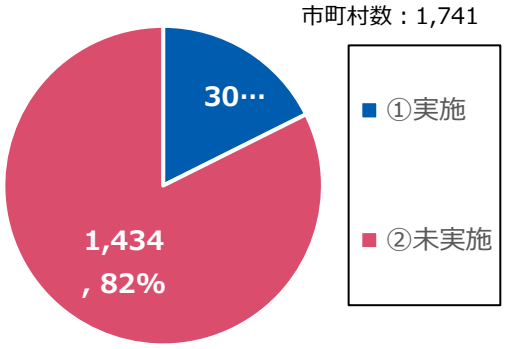

住宅入居等支援事業の実施状況（経年比較）

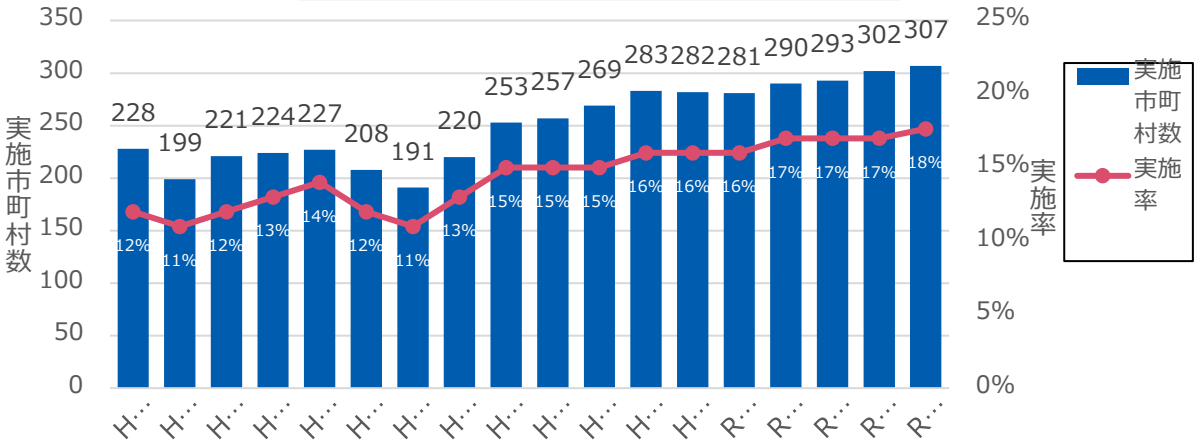

住宅入居等支援事業の実施方法

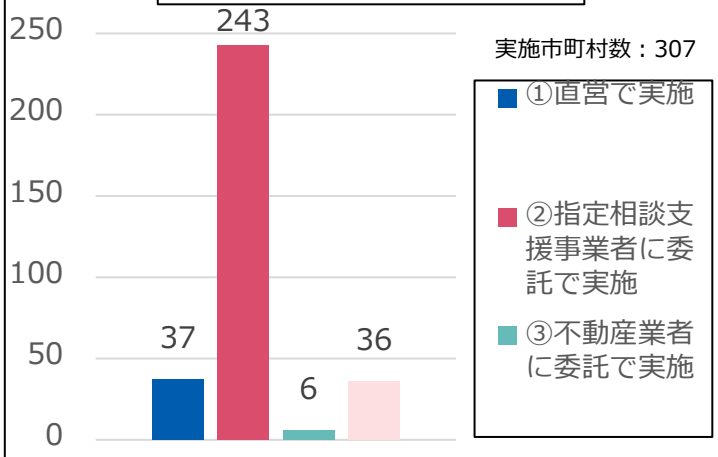

※　複数回答可であるため、合計数は実施市町村数と一致しない。

住宅入居等支援事業の実施内容

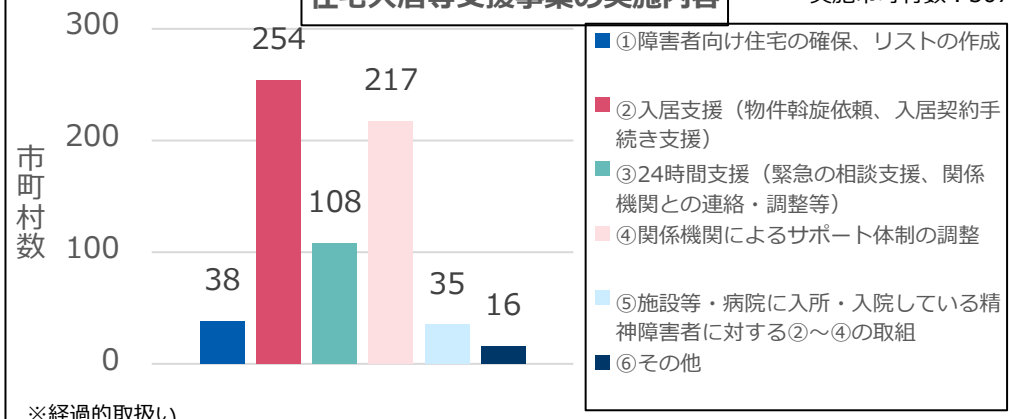

※経過的取扱い
　現に障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に対する入居支援及び居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整及び２４時間支援については、地域移行支援・地域定着支援の実施体制が整備されるまでの間、経過的に実施できるもの。

※　複数回答可であるため、合計数は実施市町村数と一致しない。

住宅入居等支援事業実施自治体（令和６年３月時点）

北海道（33市町村）	札幌市
	釧路市
	帯広市
	北見市
	千歳市
	深川市
	富良野市
	登別市
	恵庭市
	伊達市
	乙部町
	積丹町
	由仁町
	新十津川町
	妹背牛町
	秩父別町
	北竜町
	沼田町
	当麻町
	比布町
	愛別町
	上川町
	上富良野町
	中富良野町
	南富良野町
	占冠村
	苫前町
	白老町
	洞爺湖町
	鹿追町
	本別町
	標茶町
	羅臼町
青森県（13市町村）	弘前市
	八戸市
	黒石市
	五所川原市
	むつ市
	平川市
	田舎館村
	板柳町
	佐井村
	五戸町
	田子町
	階上町
	新郷村

岩手県（12市町村）	宮古市
	花巻市
	北上市
	陸前高田市
	滝沢市
	紫波町
	矢巾町
	住田町
	大槌町
	山田町
	岩泉町
	田野畑村
宮城県（13市町村）	仙台市
	石巻市
	気仙沼市
	登米市
	東松島市
	富谷市
	大河原町
	松島町
	大和町
	大郷町
	大衡村
	涌谷町
	女川町
秋田県（5市町村）	秋田市
	横手市
	湯沢市
	小坂町
	大潟村
山形県	実施なし
福島県（4市町村）	会津若松市
	田村市
	三春町
	小野町
茨城県（1市町村）	水戸市
栃木県	実施なし
群馬県（12市町村）	伊勢崎市
	館林市
	渋川市
	富岡市
	榛東村
	吉岡町
	中之条町
	長野原町
	嬬恋村
	草津町
	玉村町
	大泉町

埼玉県（18市町村）	さいたま市
	川越市
	川口市
	秩父市
	所沢市
	深谷市
	戸田市
	久喜市
	富士見市
	蓮田市
	幸手市
	ふじみ野市
	白岡市
	横瀬町
	皆野町
	長瀞町
	小鹿野町
	杉戸町
千葉県（16市町村）	市川市
	松戸市
	成田市
	佐倉市
	東金市
	習志野市
	柏市
	鎌ケ谷市
	浦安市
	印西市
	山武市
	大網白里市
	九十九里町
	芝山町
	横芝光町
	鋸南町
東京都（14市町村）	新宿区
	文京区
	台東区
	墨田区
	江東区
	世田谷区
	中野区
	江戸川区
	八王子市
	三鷹市
	小金井市
	小平市
	清瀬市
	御蔵島村

神奈川県（5市町村）	鎌倉市
	藤沢市
	逗子市
	寒川町
	大磯町
新潟県（6市町村）	新潟市
	長岡市
	五泉市
	佐渡市
	弥彦村
	出雲崎町
富山県	実施なし
石川県（1市町村）	かほく市
福井県	実施なし
山梨県（6市町村）	甲府市
	富士吉田市
	山梨市
	笛吹市
	西桂町
	鳴沢村
長野県（8市町村）	塩尻市
	千曲市
	立科町
	大鹿村
	山形村
	朝日村
	筑北村
	坂城町
岐阜県	実施なし
静岡県（4市町村）	沼津市
	藤枝市
	裾野市
	小山町
愛知県（9市町村）	名古屋市
	豊橋市
	刈谷市
	豊田市
	犬山市
	大府市
	日進市
	田原市
	豊根村
三重県（1市町村）	志摩市
滋賀県（3市町村）	長浜市
	甲賀市
	湖南市

京都府（6市町村）	京都市
	福知山市
	宮津市
	八幡市
	京田辺市
	京丹波町
大阪府（16市町村）	大阪市
	堺市
	岸和田市
	高槻市
	守口市
	八尾市
	富田林市
	松原市
	大東市
	箕面市
	羽曳野市
	東大阪市
	四條畷市
	大阪狭山市
	阪南市
兵庫県（8市町村）	熊取町
	豊岡市
	赤穂市
	西脇市
	宝塚市
	加西市
	多可町
	市川町
	神河町
奈良県（2市町村）	三宅町
	黒滝村
和歌山県（7市町村）	新宮市
	紀美野町
	那智勝浦町
	太地町
	古座川町
	北山村
	串本町
鳥取県（6市町村）	鳥取市
	米子市
	倉吉市
	岩美町
	琴浦町
	北栄町

島根県（4市町村）	松江市
	浜田市
	江津市
	美郷町
岡山県（5市町村）	岡山市
	倉敷市
	玉野市
	和気町
	早島町
広島県（7市町村）	三原市
	尾道市
	福山市
	東広島市
	廿日市市
	安芸高田市
	世羅町
山口県	実施なし
徳島県（6市町村）	鳴門市
	小松島市
	勝浦町
	上勝町
	那賀町
	上板町
香川県（4市町村）	高松市
	さぬき市
	東かがわ市
	三木町
愛媛県（4市町村）	宇和島市
	新居浜市
	伊予市
	鬼北町
高知県	実施なし
福岡県（9市町村）	北九州市
	福岡市
	久留米市
	直方市
	飯塚市
	柳川市
	嘉麻市
	鞍手町
	みやこ町
佐賀県（1市町村）	みやき町
長崎県（5市町村）	長崎市
	西海市
	長与町
	時津町
	新上五島町

熊本県（4市町村）	上天草市
	阿蘇市
	天草市
	菊陽町
大分県（3市町村）	中津市
	津久見市
	宇佐市
宮崎県（7市町村）	宮崎市
	都城市
	日南市
	西都市
	綾町
	高鍋町
	新富町
鹿児島県（11市町村）	鹿児島市
	鹿屋市
	垂水市
	霧島市
	さつま町
	東串良町
	錦江町
	南大隅町
	肝付町
	天城町
	伊仙町
沖縄県（8市町村）	那覇市
	石垣市
	浦添市
	糸満市
	沖縄市
	豊見城市
	嘉手納町
	北谷町

地域共生社会のあり方検討について

地域共生社会の在り方検討会議

①設置の趣旨

- 地域共生社会の実現に向けた取組については、平成29年の社会福祉法改正により、市町村による包括的な支援体制の整備について努力義務規定が盛り込まれるとともに、令和２年の同法改正により、重層的支援体制整備事業が新設されたところ。
- 令和２年の改正法附則第２条において、施行後５年を目途として施行状況について検討を加えることとされており、地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開について、また、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応や、総合的な権利擁護支援策の充実等について、検討することを目的として開催する。

②主な検討事項

1. 「地域共生社会」の実現に向けた方策（地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開、重層的支援体制整備事業等に関する今後の方向性）
2. 地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応及び多分野の連携・協働の在り方
3. 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実

③構成員

朝比奈 ミカ	市川市よりそい支援事業がじゅまる＋（多機関協働等） 市川市生活サポートセンターそら　総合センター長	上山　泰	新潟大学法学部法学科教授
菊池　馨実	早稲田大学理事・法学学術院教授		
尼野　千絵	特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝 地域ささえあい推進室コーディネーター	栗田　将行	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会 地域福祉部事業開発課長
石田　路子	特定非営利活動法人高齢社会をよくする女性の会 副理事長	田中　明美	生駒市特命監
伊藤　徳馬	茅ヶ崎市こども育成部こども育成相談課こどもセンター 課長補佐	中野　篤子	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 常任理事
奥田　知志	特定非営利活動法人抱樸 理事長	永田　祐	同志社大学社会学部社会福祉学科教授
勝部　麗子	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 事務局長	原田　正樹	日本福祉大学学長
加藤　恵	社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター センター長	松田　妙子	ＮＰＯ法人子育てひろば全国連絡協議会 理事 特定非営利活動法人せたがや子育てネット代表
鏑木 奈津子	上智大学総合人間科学部社会福祉学科准教授	（座長）宮本　太郎	中央大学法学部教授

④今後のスケジュール（予定）

令和６年度末：中間的な論点整理

令和７年夏目途：取りまとめ（令和７年夏以降：関係審議会で議論）

本検討会議での議論の視点（案）①

本検討会議では、以下の課題について議論し、各課題について論点及び対応案の整理を行うこととしては如何か。

①地域共生社会の実現に向けた取組について	■ 包括的支援体制の整備の現状と今後の在り方について • 包括的支援体制整備と重層事業の関係性 • 包括的支援体制整備における都道府県の役割 ■ 重層的支援体制整備事業の現状と今後の在り方について • 重層事業のこれまでの取組状況等の実態把握・効果検証やその方策、財源の在り方を含む持続可能な制度設計 • 生活困窮者自立支援制度と重層事業との関係 ■ 分野横断的な支援体制づくり・地域づくりの促進等について • 福祉分野内、福祉分野外の類似施策や関係施策との連携 • 災害時の被災者支援との連携
②地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応について	■ 身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題への支援の在り方について • 生活上の課題（身元保証、日常生活支援、死後事務の処理等）について、既存の各施策も踏まえた、必要な支援の在り方（相談対応、資力がない者への対応など） ■ 身寄りのない高齢者等を地域で支える体制の在り方について • 地域におけるネットワーク構築の推進の方策等 • 他制度における地域ネットワーク体制との連携・協働の在り方

地域共生社会の在り方検討会議での議論の視点（案）②

本検討会議では、以下の課題について議論し、各課題について論点及び対応案の整理を行うこととしては如何か。

③成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実について	■ 法制審議会における議論等（法定後見制度の開始・終了等に関するルールの在り方等の見直し）も見据えた、総合的な権利擁護支援策の充実の方向性等について • 新たな連携・協力体制の構築による生活支援や意思決定支援の在り方 • 「中核機関」（※）に求められる役割及びその位置付け ※権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関・体制
④その他の論点について	■ その他 • 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の地域共生社会の担い手としての役割や経営の協働化・大規模化等

地域共生社会の実現に向けた取組
（包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業）

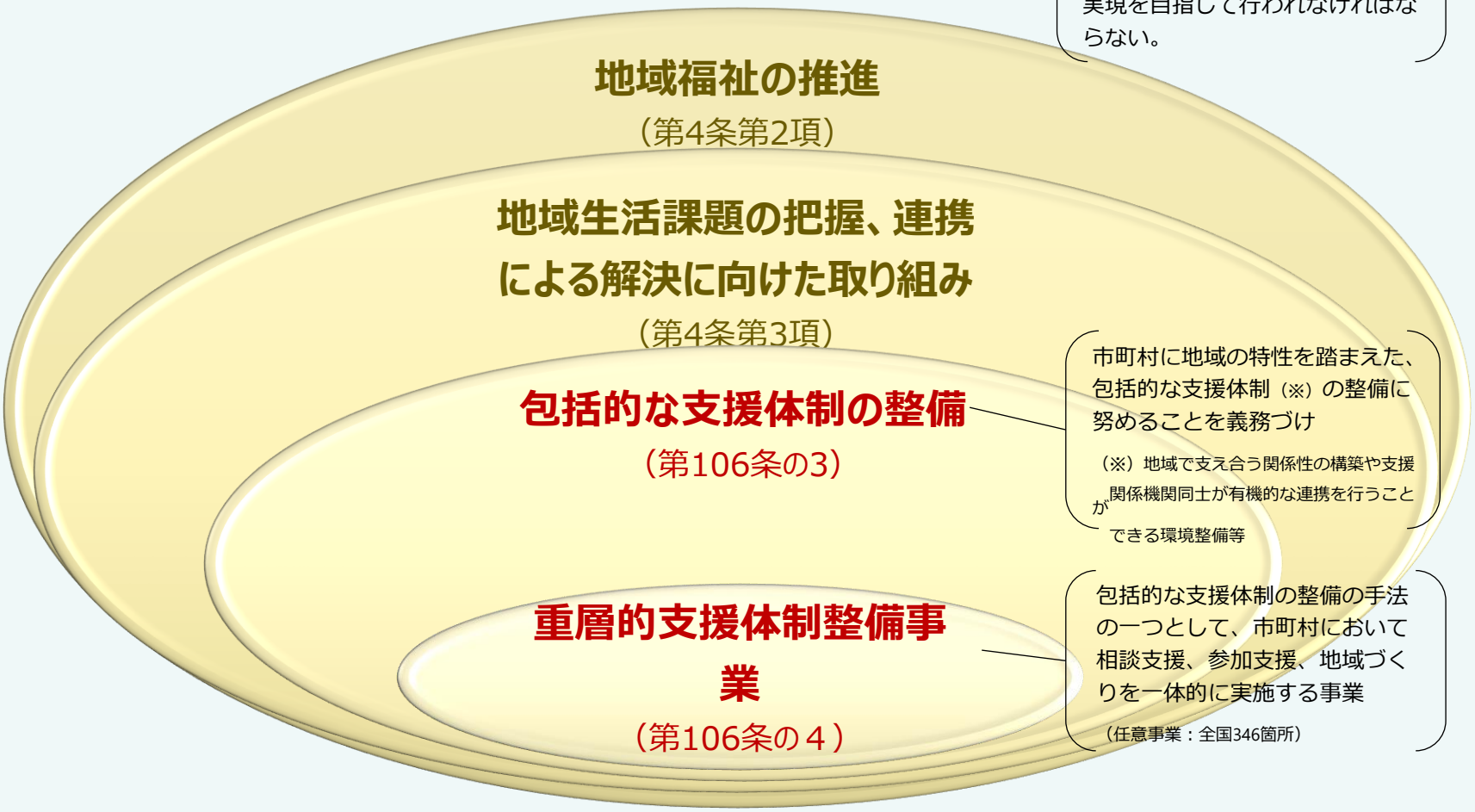

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

市町村に地域の特性を踏まえた、包括的な支援体制（※）の整備に努めることを義務づけ

（※）地域で支え合う関係性の構築や支援が関係機関同士が有機的な連携を行うことができる環境整備等

包括的な支援体制の整備の手法の一つとして、市町村において相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に実施する事業

（任意事業：全国346箇所）

重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4）について

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中、従来の支援体制では**狭間のニーズへの対応**などに課題がある。
  （※）一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）
- このため、市町村において**属性を問わない包括的な支援体制**を構築できるよう、令和3年度から**重層的支援体制整備事業**を実施。

事業概要

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施。**
- 希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、Ⅰ～Ⅲの支援は必須。
- 市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**。
- 実施自治体数・・・令和3年度 42市町村、令和4年度 134市町村、令和5年度 189市町村、令和6年度 346市町村（予定）

重層的支援体制整備事業の全体像

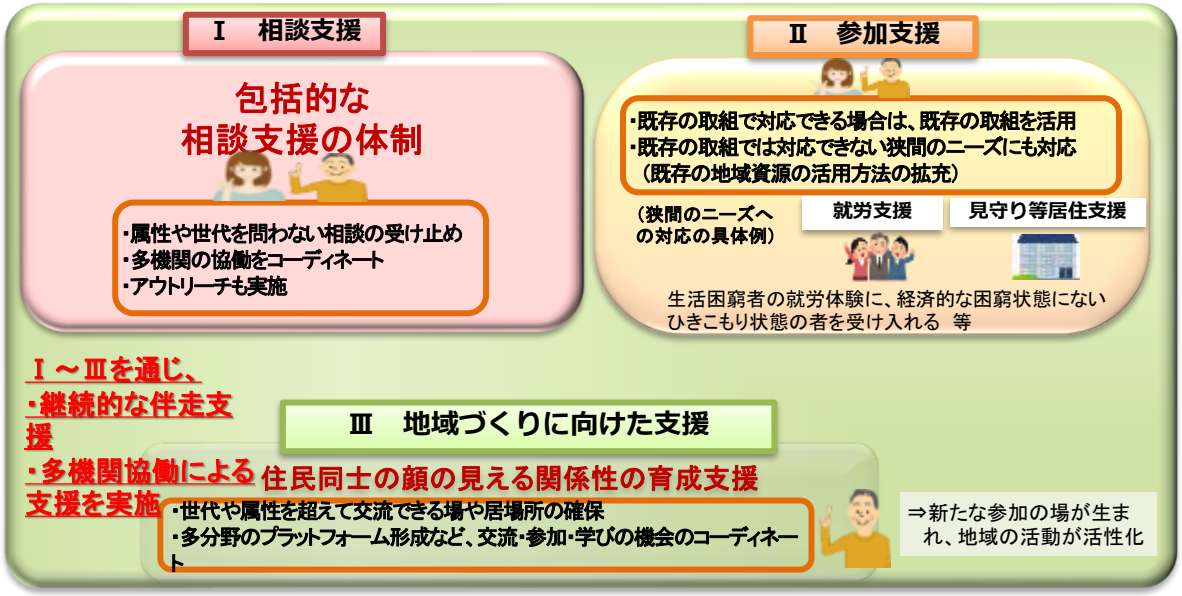

相談支援・地域づくり事業の一体的実施

○ 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。

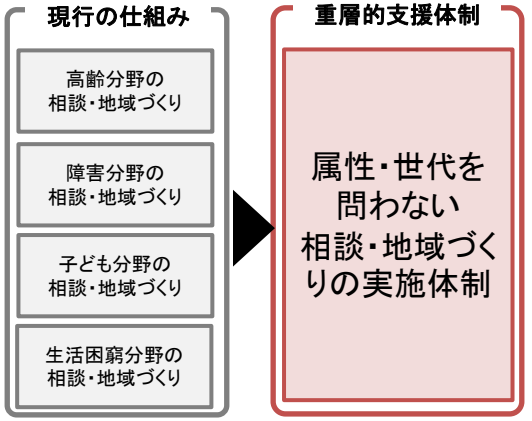

重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の４第２項）

重層的支援体制整備事業とは、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業

		機能	既存制度の対象事業等
第１号	イ	相談支援	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	ニ		【困窮】自立相談支援事業
第２号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第３号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業
			【困窮】生活困窮者支援等のための地域づくり事業
第４号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第５号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第６号		支援プランの作成（※）	新

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

第１　生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の見直し等について

（１）現状・課題

- 令和２年以降の新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、生活困窮に関する相談件数の増加や相談者層の複雑化・多様化が見られたとともに、今後の単身高齢者世帯の増加等による居住支援ニーズのますますの増加が見込まれる。
- こうした状況を受けて、「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会」において両制度等の見直しについて議論を行い、令和４年12月には「中間まとめ」が、令和５年12月には「最終報告書」がとりまとめられた。
- これらを踏まえ、令和６年４月に、居住支援の強化、生活保護世帯のこどもへの支援の充実、支援関係機関の連携強化等の措置を盛り込んだ、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第21号。困窮法等改正法）が成立し、 令和７年４月１日の本格施行に向けた準備が必要である。
- 令和６年６月には、「全世代型社会保障構築会議」や「住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会」における議論も踏まえ、要配慮者の安定的な住まいの確保を推進するための、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和６年法律第43号。改正住宅セーフティネット法）が成立し、令和７年10月予定の施行に向けた準備が必要である。

（２）令和７年度の取組

- 困窮法等改正法について、令和７年４月１日以降円滑に施行されるよう、国から自治体や関係機関等に対して必要な情報提供等を行い、生活困窮者等の支援の推進を図っていく。
- また、改正住宅セーフティネット法の施行（令和７年10月予定）に向けて、国土交通省と緊密に連携し、包括的な居住支援の強化に取り組んでいく。

（３）依頼・連絡事項

- 困窮法等改正法が円滑に施行されるよう、事務の詳細や関係機関との連携強化等について、今後発出する通知・事務連絡の内容を御了知の上、地域の実情に応じた取組をお願いしたい。
- あわせて、生活困窮者自立支援制度における任意事業の実施を含めて、各予算事業等を活用した積極的な検討をお願いしたい。
  特に地域居住支援事業については、地域で安定した居住を継続していく上で重要な事業であり、令和７年度からは、居住支援事業の実施が努力義務とされるため、積極的な実施を検討いただきたい。
- 改正住宅セーフティネット法の施行に向け、居住サポート住宅の認定申請・審査の担当・窓口が決定していない場合は、住宅部局と福祉部局で連携しながら、速やかに検討・調整いただくようお願いしたい。

第２　地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備について

（１） 現状

○ 令和６年６月から実施している「地域共生社会の在り方検討会議」にて、包括的な支援体制の整備／重層的支援体制整備事業に関し、
・ 包括的な支援体制の整備が全ての市町村に努力義務として規定されているものであって、重層的支援体制整備事業は包括的な支援体制の整備のための手段の１つである中で、事業の実施自体が目的化していること
・ 同体制の整備・同事業の実施にあたり、組織的な検討や、地域資源・ニーズを把握する等のプロセスを経ていない場合があること
が論点とされていることは、先般の令和６年度全国厚生労働関係部局長会議で示したとおりである。

○ また、包括的な支援体制の整備を行うための手段として、重層的支援体制整備事業が効果的に機能しているか（同事業に対する交付金が効果的に活用されているか）等の観点から、財務省において予算執行調査が行われ、令和６年６月に結果が公表されたところ。

○ 同調査では、多機関協働事業等について以下の指摘がなされ、同事業の令和７年度予算案額について、約10億円の減額が行われている。
・ 同事業の支援実績が０件の市町村があったほか、同じ支援実績件数でも市町村により事業費に大きな差が出ていた。
・ ２割程度の市町村が、事業対象である地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズを把握していなかった。
・ ８割程度の市町村が、同事業の成果を把握するための定量的な目標を設定していなかった。

（２） 令和７年度以降の取組

○ 検討会議の論点や予算執行調査での指摘等を踏まえ、次年度以降、以下の取組を行うこととする。（概要は22～26頁参照）

①	包括的な支援体制の整備の考え方の提示	・ 人口減少社会において、包括的な支援体制の整備を行うことの必要性、体制整備という目的に照らして手段を選択することの重要性、地域福祉計画の活用を含め、整備に係る考え方の提示 等
②	重層的支援体制整備事業の適切な運用	・ 既に重層的支援体制整備事業を実施している市町村も含め、実施の必要性の確認 ・ 多機関協働事業等に係る交付基準額の見直し ・ 多機関協働事業等による支援実績件数の公表／支援実績件数が少ない場合の状況確認 ・ 多機関協働事業等の実施要綱における取扱の明確化（スタートアップに係る支援であることの明確化、多機関協働事業の原則委託禁止、継続的支援事業・参加支援事業の適切な運用） 等
③	重層事業への移行準備事業の適切な運用	・ 重層的支援体制整備事業の実施にあたり必要なプロセスを踏んでいるか等の確認の徹底 等
④	都道府県による後方支援の強化	・ 市町村が目的に照らして手段を選択できるようにするための支援／市町村のニーズを踏まえた支援を行っているかの確認等を含めた、都道府県による後方支援策の強化 等
⑤	市町村の管理職／都道府県への研修	・ 地域共生社会の理念、包括的な支援体制の整備手法、政策立案力向上等に係る研修の実施

重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4）について

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中、従来の支援体制では**狭間のニーズへの対応**などに課題がある。
  （※）一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）
- このため、市町村において**属性を問わない包括的な支援体制**を構築できるよう、令和3年度から**重層的支援体制整備事業**を実施。

事業概要

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施。**
- 希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、Ⅰ～Ⅲの支援は必須。
- 市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**。
- 実施自治体数・・・令和3年度 42市町村、令和4年度 134市町村、令和5年度 189市町村、令和6年度 346市町村

重層的支援体制整備事業の全体像

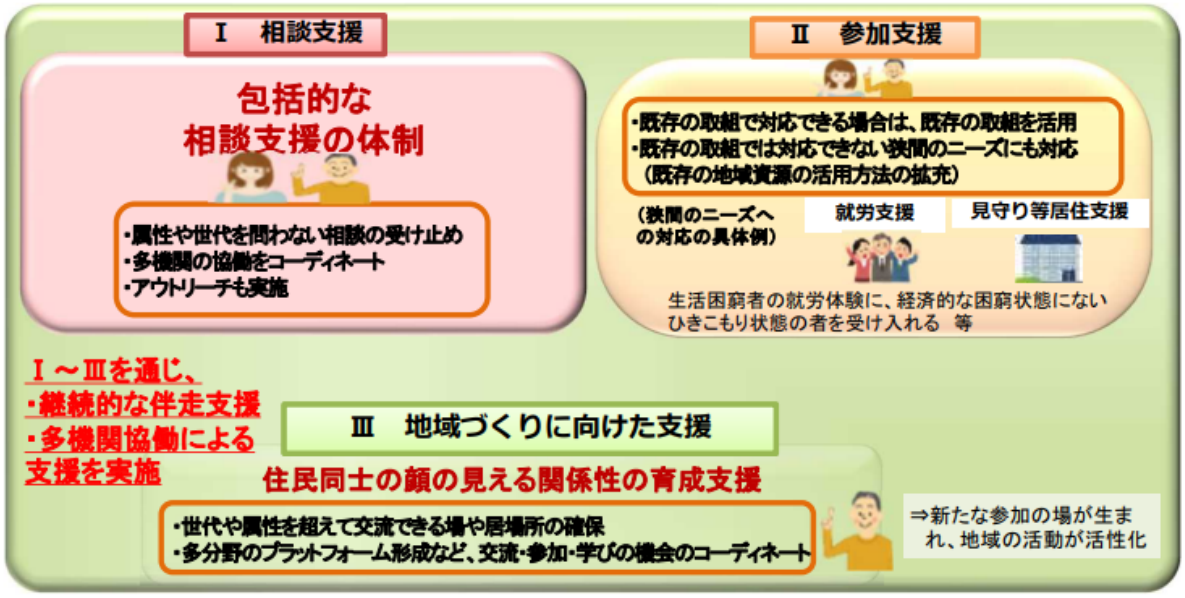

相談支援・地域づくり事業の一体的実施

○ 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。

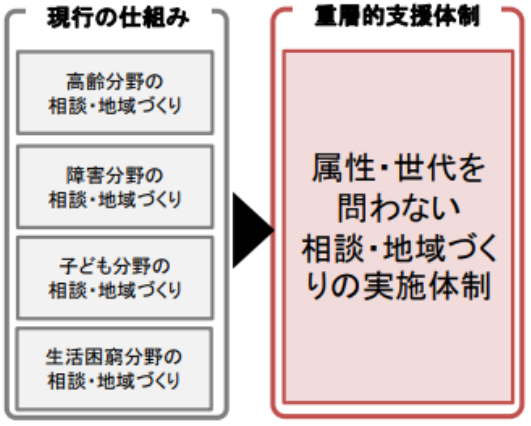

災害救助法改正

2（1）災害福祉支援ネットワークの構築、災害派遣福祉チーム(DWAT)について

（1）現状・課題

- 災害福祉支援ネットワーク及びDWATは全都道府県で構築、配置済みであり、令和６年能登半島地震では全都道府県からDWATが被災地へ派遣されて、避難所で福祉的な支援活動を行った。
- 令和６年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループにおいて、在宅避難者や車中泊避難者、また被災施設への支援強化のため、在宅避難者等に対する相談・アウトリーチ対応等について、DWATの活動範囲の拡大により対応する必要がある等とりまとめられており、DWATによる被災者支援に対する期待が高まっている。

（2）令和７年度の取組

- 災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業を活用し、災害時に迅速に活動できるチーム員の養成・体制の整備、保健医療との連携体制の構築等をさらに進めていく。
- 災害福祉支援ネットワーク中央センター事業では、全国研修やブロック会議の実施を予定しており、都道府県間の広域的な連携体制の構築や初動から対応できる自力執行能力のあるチームの育成、応援・受援体制の構築等を進めていく。
- 第217回国会では、災害対策基本法及び災害救助法の改正案が提出されており、高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携強化を図るとともに、災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」が明記されている。

  このため、「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」（平成30年5月31日付け社援発0531第1号厚生労働省社会・援護局長通知）の見直しにより、支援を必要する被災者に対して、DWATによる支援が可能となる仕組みを構築していく。

（3）依頼・連絡事項

- 令和７年度予算案においては、災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業により、災害福祉支援コーディネーターの配置や、迅速な初動対応を行うために必要な支援等に必要となる予算を計上したので、活用をお願いする。なお、国庫補助の基準単価については、国庫補助協議の際にお示しするのでご了知願いたい。
- 「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」については、改正次第おって通知するのでご了知願いたい。

災害対策関連法制の見直しの方向性

○ 能登半島地震の教訓等を踏まえ、被災地や被災者に対する支援について、地元自治体や住民等のみならず、国、近隣自治体、関係団体、専門職員、NPO・ボランティア団体等の多様な主体が、総力を結集し、複層的かつ重層的に支援を行う体制の構築を図る。
○ このため、国による災害対応の強化、福祉的支援の充実、ボランティア団体との連携、広域避難への対応、防災DX、備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化など、具体的な措置について検討し、次期通常国会において法案を提出することを目指す。

①国による災害対応の強化

☑ 国は、地方公共団体に対する応援体制を強化
☑ 国は、地方公共団体からの要請を待たず、先手で支援。
☑ 司令塔となる内閣府（防災担当）の機能を強化。

②福祉的支援等の充実

☑ 高齢者等の要配慮者、在宅避難者などの多様な支援ニーズに対応するため、救助の種類に「福祉サービス」を追加するとともに、福祉関係者との連携を強化。
☑ 支援につなげるための避難所の運営状況の把握

③ボランティア団体との連携

☑ 被災者支援で自治体等と連携する、NPO・ボランティア団体等の国の事前登録制度を創設。
☑ 登録団体は、災害時に自治体等と連携し、避難所運営、炊き出し、被災者からの相談対応等を実施。
☑ 国民のボランティア活動の参加を促進。

被災地・被災者

④広域避難への対応

☑ 広域避難における避難元及び避難先の情報連携の推進、広域避難者への情報提供の充実。
☑ 市町村が行う被災者台帳作成について、都道府県が支援。

⑤防災DX、備蓄の推進

☑ デジタル技術を活用し、物資・資材、被災者のニーズや状況をきめ細かく把握し、被災者に対する情報発信を強化
☑ 物資の備蓄状況の公表

⑥インフラ復旧・復興の迅速化

☑ 水道復旧工事について、自治体に代わって技術を有する団体による工事の実施。
☑ 水道本管復旧のための土地の立ち入り等
☑ 液状化対策の推進
☑ 復興まちづくりの推進

避難者に対する福祉的支援の充実

- 高齢者等の要配慮者である在宅避難者や車中泊避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法における救助の種類に「福祉サービス」を追加するとともに、福祉関係者との連携を強化。
  ※　全国社会福祉協議会や日本社会福祉士会等の福祉関係者や全国知事会等からも要望あり
- これまで、DWAT（災害派遣福祉チーム）による福祉的支援は避難所で行う旨規定されているが、今般、在宅、車中泊で避難生活を送る要配慮者に対しても、福祉的支援を充実。
  ※　災害救助法や災害対策基本法の改正と、厚生労働省ガイドラインの改訂（DWATの活動範囲の拡大）にて対応予定

DWAT（災害派遣福祉チーム）

＜事務局＞
中央センター（現在は全国社会福祉協議会）・都道府県事務局
：DWATの全国派遣を調整

＜構成員＞
社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等

＜活動内容＞
被災要配慮者への相談支援、日常生活上の支援等

派遣、活動

	災害救助法	DWAT活動範囲
避難所		
在宅・車中泊※	（法改正）	（ガイドライン改訂）

拡大

※現行制度においても、在宅等で避難する要配慮者に対し、
被災者見守り・相談支援等事業による見守り等が行われている

（参考）災害救助法（昭和22年法律第118号）（抄）

（救助の種類等）
第四条　第二条第一項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。
一　避難所及び応急仮設住宅の供与
二　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
三　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
四　医療及び助産
五　被災者の救出
六　被災した住宅の応急修理
七　生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
八　学用品の給与
九　埋葬
十　前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの
２～４　（略）

（参考）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（避難所における生活環境の整備等）
第八十六条の六　災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮）
第八十六条の七　災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

被災地の命と健康を守る保健・医療・福祉の取組（能登半島地震での対応事例）

1　地域保健活動（保健・医療）

○ 発災直後は、医療支援チーム（DMATやJMAT等）が被災地の医療ニーズを把握、支援を実施。

○ これまで、各地の自治体から派遣されたDHEATが保健所等の指揮調整機能を支援するとともに、保健師等が各市町で作成した住民のリストに基づく、避難所や在宅避難者の健康管理を実施。

（活動実績（累計））：DMAT1,139チーム、DPAT213チーム、JMAT 1,096チーム、災害支援ナース3,040名、JRAT974チーム、DHEAT34自治体（29都道府県・5指定都市）、保健師等チーム延べ15，489人、JDA-DAT1，113チーム

○ 被災自治体が自ら保健活動が実施可能な体制を構築できるよう、被災自治体に対する助言等を実施。

DMATによる医療支援（輪島市）

保健師による健康管理（輪島市）

連携

保健・医療・福祉ニーズがある方を把握し、必要な支援につなげる

2　地域の見守り・相談支援（福祉）

○ 避難所においては、DWATによる福祉的支援と併せて、避難所を拠点として周辺にお住まいの在宅避難者の方々に対しても生活の困り事等の相談支援等を実施。

（活動実績（累計））：DWAT：約1,600名
（1.5次避難所約600名、七尾市・志賀町・輪島市・穴水町・能登町・珠洲市約950名）

○ 支援ニーズの高い在宅高齢者・障害者等に対しては、介護支援専門員や相談支援専門員等の福祉の専門チームが、保健師等と連携しながら戸別訪問を行い、状況確認を実施。現在は、各市町の地域の支援機関と連携しながら、支援ニーズの高い要配慮者への訪問を継続的に実施。

【被災者見守り・相談支援等事業の実績（令和6年1月～令和7年2月）】：支援件数130,029件

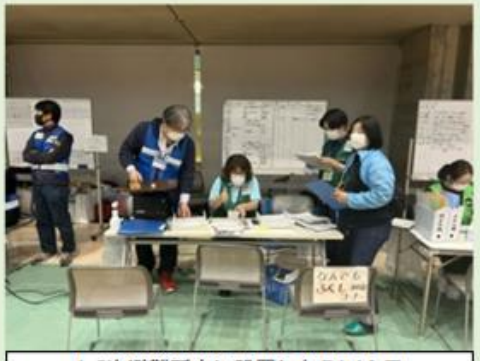

1.5次避難所内に設置したDWAT による「なんでも福祉相談コーナー」

災害対策基本法等※の一部を改正する法律案の概要

※災害対策基本法、災害救助法、水道法、大規模災害復興法、大規模地震対策法、内閣府設置法

趣　旨

令和６年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等について、以下の措置を講ずる。

改正内容

①国による災害対応の強化

１）国による地方公共団体に対する支援体制の強化★災害対策基本法

- 国は、地方公共団体に対する応援組織体制を整備・強化。
- 国は、地方公共団体からの要請を待たず、先手で支援。

国による応援組織の例
（国土交通省TEC-FORCE）

２）司令塔として内閣府に「防災監」を設置
★内閣府設置法

②被災者支援の充実

１）被災者に対する福祉的支援等の充実 ★災害救助法、災害対策基本法

- 高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化。災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」を明記。
- 支援につなげるための被災者、避難所の状況の把握。

車中泊への対応

高齢者等への対応

２）広域避難の円滑化 ★災害対策基本法

- 広域避難における、避難元及び避難先市町村間の情報連携の推進。
- 広域避難者に対する情報提供の充実。
- 市町村が作成する被災者台帳について、都道府県による支援を明確化。

③インフラ復旧・復興の迅速化

１）水道復旧の迅速化 ★水道法

- 日本下水道事業団の業務として、地方公共団体との協定に基づく水道復旧工事を追加。また、水道事業者による水道本管復旧のための土地の立入り等を可能とする。

水道の復旧
（被災した浄水場）

２）宅地の耐震化（液状化対策）の推進 ★災害対策基本法

３）まちの復興拠点整備のための都市計画の特例 ★大規模災害復興法

３）「被災者援護協力団体」の登録制度の創設 ★災害対策基本法、災害救助法

- 避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等について、国の登録制度を創設。
- 登録被災者援護協力団体は、市町村から、被災者等の情報の提供を受けることができる。
- 都道府県は、災害救助法が適用された場合、登録団体を救助業務に協力させることができ、この場合において実費を支弁。
- 国は、必要な場合、登録団体に協力を求めることができる。国民のボランティア活動の参加を促進。

炊き出し

被災家屋の片付け

４）防災DX・備蓄の推進 ★災害対策基本法

- 被災者支援等に当たって、デジタル技術の活用。
- 地方公共団体は、年一回、備蓄状況を公表。

施行期日：公布の日　及び　公布から起算して３月以内で政令で定める日（夏の出水期前の施行）